

歌舞伎町街並みデザインガイドライン

平成25年4月 新宿区

はじめに

歌舞伎町は、戦後、焼け野原となったまちから地元の方々を中心にした取り組みによりめざましい復興を遂げました。戦災復興から高度経済成長期へと移り変わり、人々の暮らしが豊かになるとともに、歌舞伎町ではこうした社会経済状況や世相を反映しながら映画や演劇、音楽など大衆文化・娯楽が発展し、まち独自の文化を生み出してきました。

一方、治安の悪化や美観を損なうゴミ、看板や違法駐車の問題から、新宿区は平成17年から区民、事業者、関係機関とともに、「健全な大衆文化・娯楽の企画、制作、発表の場 ～エンターテイメントシティ歌舞伎町～」の実現へ向け、誰もが安心して楽しめるまちに再生する「歌舞伎町ルネッサンス」に取り組んできました。これまで環境美化、安全対策や公共空間を活用したイベントの実施等のソフト面及び花道通りや大久保公園の整備等のハード面での展開を進めてきたことにより、歌舞伎町は以前と比べ治安がよくなり、また、外国人旅行者にも観光地として人気が高まってきました。

今後は、誰もが快適に訪れ利用できるようにするため、道路、広場、建物等の再整備、屋外広告物やこれらにより構成される街並みなどのハード面の取り組みも進める必要があります。

歌舞伎町の象徴ともいえるべき新宿コマ劇場が52年の幕を閉じ、シネコンとホテルという新しい顔となることを契機として、「歌舞伎町街並みデザインガイドライン」を策定いたしました。これは、平成19年に策定した「歌舞伎町まちづくり誘導方針」に基づく、主にハード面における具体的な方針です。全体方針として、賑わいの演出、エリアマネージメントの導入などを掲げました。そして、中心から周辺へ取り組みを展開することとして、第一段階で着手するセントラルロードからシネシティ広場までの整備指針を示しました。

本ガイドラインの着実な推進にあたって、誰もが安心して楽しめるまちとして再生していくためには、行政だけではなく、区民、事業者、関係機関の方々との協働による取り組みが重要と考えています。皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本ガイドラインの策定にあたり、熱心に議論していただき、貴重なご意見・ご提案をいただきました歌舞伎町地区デザインガイドライン策定委員会の委員の方々をはじめ、ご意見をお寄せいただきました皆様に心からお礼申し上げます。

平成25年4月

新宿区長 中山 弘子



歌舞伎町街並みデザインガイドラインの策定にあたって

現在、私が会長をつとめる日本都市計画学会の最高の賞は「石川賞」と呼ばれる石川栄耀（ひであき）の名前を冠したものである。このことが示すように、石川栄耀は戦前戦後を通じてわが国の都市計画を牽引した先達である。

大空襲で焼け野原となった新宿角筈の町会長鈴木喜兵衛が、当時、東京都都市計画課長であった石川栄耀のもとへ戦災復興の相談に出向いたことが世界的な歓楽街建設のはじまりである。鈴木喜兵衛と石川栄耀は戦災復興土地区画整理によって瓦礫の上に新しい都市空間を計画し、「歌舞伎の演舞場を建設し、これを中核として芸能施設を集め、新東京の最も健全な家庭センターを建設する」ことをコンセプトに『歌舞伎町』と命名した。不幸にも歌舞伎劇場の誘致は実現しなかったが、今日で言うところの民間主導のまちづくりであるとともに、わが国の近代都市計画を語る上で欠くことのできないプロジェクトでもある。

石川栄耀は英国で田園都市の実践を手がけたレイモンド・アンウィンの影響を受けて、「ターミナル・ビスタ」という考えを区画整理に導入した。具体的にはT字路を多用し「景観の封鎖」ということをこころみた。これによって、視線を町の外へ逃がすことなく、迷路状の都市空間が形成されている。また、この町に設えられた広場（「レインボーガーデン」、「ヤングスポット」など時代を経て名称は変わり、現在「シネシティ広場」と呼ばれている）は、わが国の近代都市計画によって誕生した初期の広場のひとつと言える。

石川栄耀はのちに早稲田大学で教鞭をとったこともあり、私としても、今回の歌舞伎町街並みデザインガイドラインの策定にかかわる機会をいただいたことは感慨深いものがある。特に、前述の広場は公法上の道路であるものの、次回の整備以降、広場から車を排除することを目指すこととした。このことは当初からできなかったことでもあり、石川栄耀に誉めていただけるかもしれない。

しかし、歌舞伎町が、鈴木喜兵衛と石川栄耀がめざした健全なまちとなるには、多くの課題もある。こうした繁華街・歌舞伎町の課題を解決し、誰もが安心して楽しめる歌舞伎町を実現するため、新宿区は、地元・事業者、警察や消防等の関係行政機関等とともに「歌舞伎町ルネッサンス」を推進している。今回の「歌舞伎町街並みデザインガイドライン」も、歌舞伎町ルネッサンスの中で策定された「歌舞伎町まちづくり誘導方針」に則り、今後の整備の方向性を打ち出している。平成23年度末から一年間以上の歳月かけ、計7回の委員会を開催してきたが、関係各位のみなさんのご理解とご協力にこころより感謝する。

民間と公共の負担など、調整の難しい場面も多々あったが、民間主導でつくられた歌舞伎町の歴史と誇りを受け継いで、真の「歌舞伎町ルネッサンス」をめざしたい。

平成25年4月

歌舞伎町地区デザインガイドライン策定委員会・委員長
早稲田大学創造理工学部長／教授 後藤春彦



歌舞伎町街並みデザインガイドライン

目 次

本ガイドラインの概要	1
◆本ガイドライン策定の背景と目的	1
◆本ガイドラインの位置づけ	1
◆本ガイドラインの検討組織	1
◆本ガイドラインの構成	2
【歌舞伎町地区全体の方針】	
I. 歌舞伎町地区のデザイン方針	3
1. 全体方針	4
2. 施設・空間のデザイン方針	8
2-1 公共施設・空間のデザイン方針	10
2-2 沿道施設・空間のデザイン方針	24
3. エリアマネージメントの方針	31
II. 実現化に向けた取組み方針	35
【個別指針】	
III. セントラルロード～シネシティ広場の整備指針	37
1. セントラルロード～シネシティ広場の整備方針	38
2. セントラルロード～シネシティ広場の形態等変更案	39
2-1 セントラルロードの形態等変更案	39
2-2 セントラルロード北側街路、 シネシティ広場東側街路の形態等変更案	40
2-3 シネシティ広場の形態等変更案	42
2-4 舗装の色彩	44
2-5 舗装の施工方法	46
3. 公民連携による賑わい創出に向けた役割	47
3-1 公共空間（街路、広場等）の整備に関する公民の役割	47
3-2 沿道施設・空間のデザイン方針	48
3-3 エリアマネージメントに関する公民の役割	50
参考資料編	54
参考資料①：歌舞伎町地区デザインガイドライン策定委員会 検討組織図	55
参考資料②：歌舞伎町地区デザインガイドライン策定委員会 開催概要	56
参考資料③：歌舞伎町地区デザインガイドライン策定委員会 名簿	56
参考資料④：歌舞伎町まちづくり誘導方針（一部抜粋）	57
参考資料⑤：新宿区景観まちづくり計画（一部抜粋）	60

本ガイドラインの概要

◆本ガイドライン策定の背景と目的

歌舞伎町地区では平成 17 年 1 月に「歌舞伎町ルネッサンス推進協議会」が設立され、新しい時代にふさわしいまちづくり活動が継続的に実施されています。一方新宿区では、平成 21 年 4 月に「新宿区景観まちづくり計画」を策定(平成 23 年 4 月一部改定)すると共に、平成 19 年 3 月にはエンターテイメントシティ歌舞伎町を具現化するための「歌舞伎町まちづくり誘導方針」を策定(平成 21 年 11 月一部改定)し、景観を含めた歌舞伎町地区の“まちづくり”を推進しています。

「歌舞伎町街並みデザインガイドライン」は、こうした歌舞伎町地区のまちづくりの取組みを踏まえて、歌舞伎町地区における主にハード面の具体的な整備方法を示すものとして策定したものです。

◆本ガイドラインの位置づけ

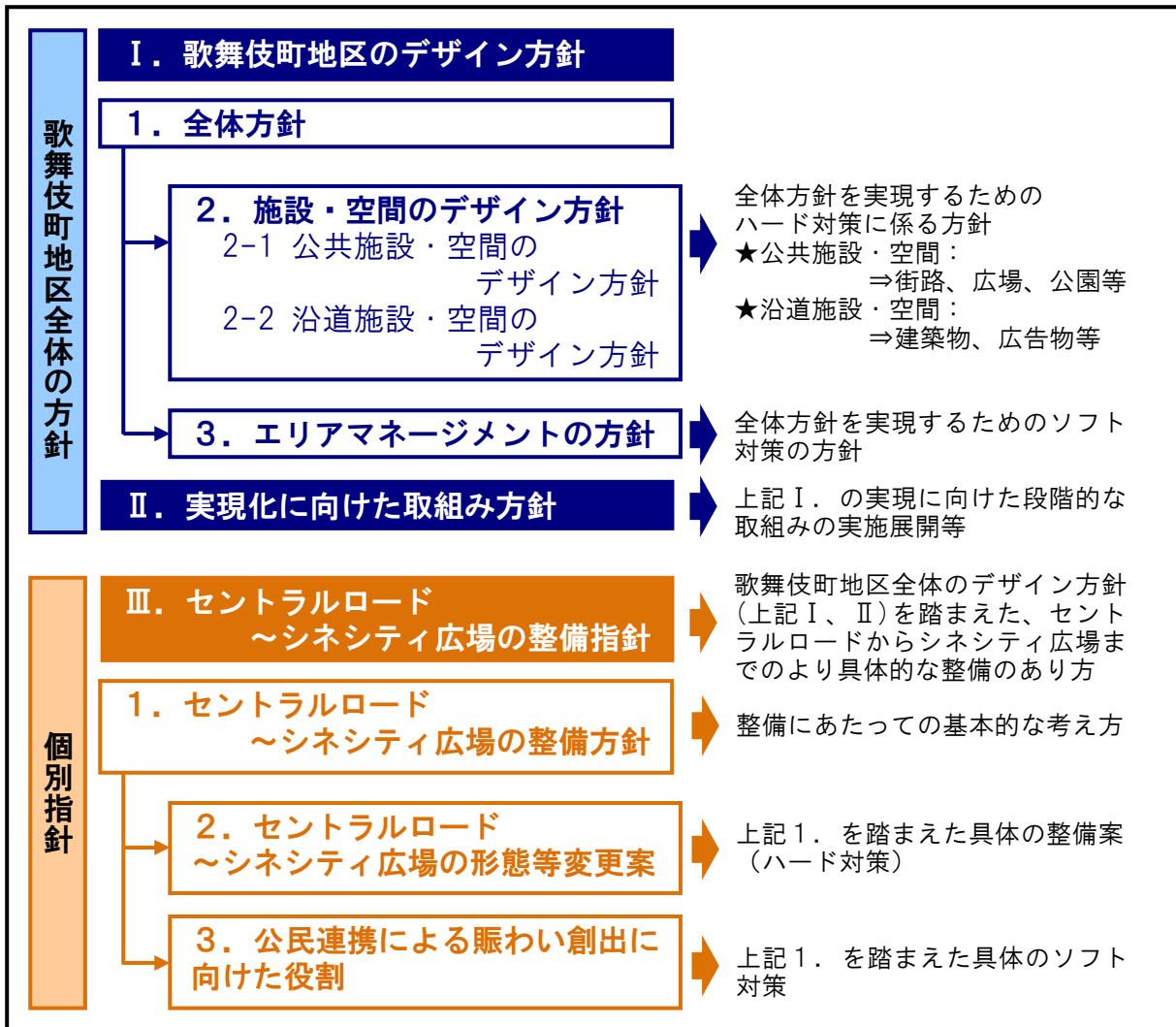
本ガイドラインは、「歌舞伎町まちづくり誘導方針」を踏まえ、「歌舞伎町ルネッサンス推進協議会」のまちづくりプロジェクトの一環として策定されたもので、公民連携のもと協働で検討し、実行する指針の位置づけとなります。

◆本ガイドラインの検討組織

本ガイドラインは公民連携で検討を行うために、学識経験者、地元組織・民間事業者、行政等からなる「歌舞伎町地区デザインガイドライン策定委員会」を「歌舞伎町ルネッサンス推進協議会」内に組織し、検討を行いました。

◆本ガイドラインの構成

本ガイドラインは、地区全体の景観形成の方針を定めた「歌舞伎町地区全体の方針」と、セントラルロードからシネシティ広場までの具体的な整備のあり方を定めた「個別指針」で構成しています。



【歌舞伎町地区全体の方針】

I 歌舞伎町地区のデザイン方針

1. 全体方針

全体方針（概要）

“エンターテイメントシティ”としての賑わいと活力の演出

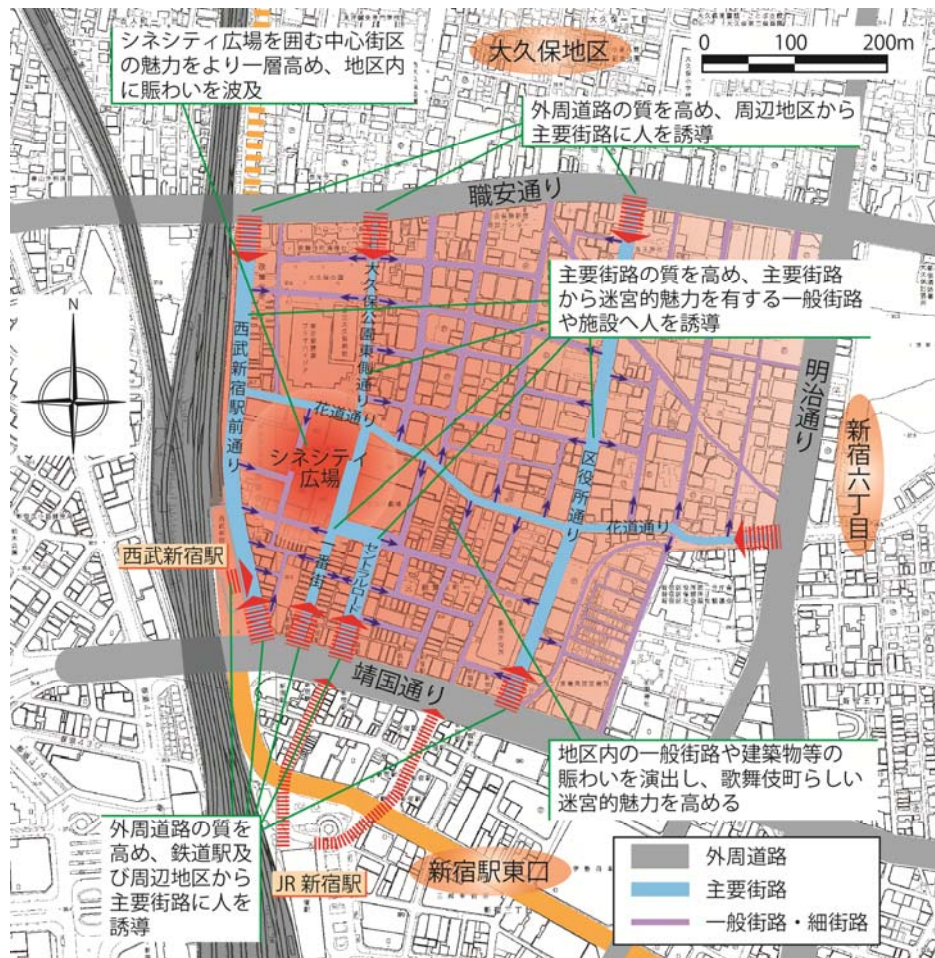
- (1) シネシティ広場を囲む中心街区を核とした賑わいを演出します
- (2) 様々な人を歌舞伎町へ誘い、安全安心かつ快適に、楽しく歩ける歩行環境を充実します
- (3) T字路などの特徴的な都市構造をいかした迷宮的楽しさを演出します
- (4) 公民連携によるエリアマネージメントを構築します

○多種多様な人を歌舞伎町の奥まで誘導し、地区内の回遊性を高めることでエンターテイメントシティ・歌舞伎町らしい賑わいと活力を創出する。

○またその実現に向けて、ハード・ソフトの両面から地区内の景観・デザイン面での整備・誘導を図る。

⇒道路・街路の景観的魅力を高めることで、鉄道駅や周辺地区から歌舞伎町内へスムーズに人を誘導する

⇒地区内の建築物や公園・広場等の景観的魅力を高めることで、より一層の誘客・活性化を図る



“エンターテイメントシティ” としての賑わいと活力の演出

歌舞伎町地区は、戦災復興期の土地区画整理事業において劇場を中心とした「娯楽・繁華街」として計画され、その後の発展を経て、現在では国内外から多数の利用客が訪れる世界有数の「娯楽・繁華街」「大衆文化の拠点」としての地位を築いています。一方、「歌舞伎町ルネッサンス」をはじめとする近年の公民連携によるまちづくり活動や既往の関連計画では、これら地区の特性・魅力を踏まえて、“エンターテイメントシティ”の発展・再生を本地区のまちづくりの基本としています。

街並みや屋外広告物、道路・街路、公園広場等の公共空間についても、これら既往の活動や計画と連動して、“エンターテイメントシティ”としての賑わいや活力が感じられ、人が集い、訪れて楽しい都市空間づくりを推進すると共に、ユニバーサルデザインを推進し、誰もが快適に利用できる環境づくりを行います。

(1) シネシティ広場を囲む中心街区を核とした賑わいを演出します

シネシティ広場は、歌舞伎町地区の区画整理計画の際に「広場を中心として芸能施設を集める」として整備された広場です。現在でも広場を囲む中心街区には映画館等の娯楽施設があり、定期的に各種イベント等が開催される等、“エンターテイメントシティ”歌舞伎町の象徴的な空間となっていますが、かつての賑わいは失われつつあります。

以上を踏まえ、シネシティ広場を囲む中心街区については、“エンターテイメントシティ”を象徴する空間として、賑わいの復活そして一層の演出を図ります。またさらに、シネシティ広場を囲む中心街区を核として、賑わいと活力を地区全体へと広げることとします。

- 娯楽施設が建ち並び、定期的にイベントが開催されるなど、“エンターテイメントシティ”歌舞伎町を象徴する空間となっているシネシティ広場を囲む中心街区



(2) 様々な人を歌舞伎町へ誘い、安全安心かつ快適に、楽しく歩ける歩行環境を充実します

歌舞伎町地区の魅力は、徒歩圏内の比較的狭いエリア内に多種多様な商業施設、文化施設が立地している点にあります。また本地区は、戦後の土地区画整理事業による整然とした街区構成を基本としつつ、裏路地を含めた大小様々な街路が存在し、それぞれの街路ごとの多様な魅力を有しています。さらに本地区の街路は、昼間のみならず夜間においても人の往来が多いため、夜間における歩行者等の安全性の確保や、照明等による夜景の魅力の演出が本地区の魅力向上における重要事項です。しかし一方で、業務車両の通行や駐停車、置き看板、放置自転車等によって、地区内の歩行環境は必ずしも良好とはいえず、また緑に代表される「潤い」を感じることもできる場所が少ないなど、徒歩による快適な地区内回遊を図る上での課題も多く存在します。

以上を踏まえ、道路・街路の性格や規模に応じた魅力の向上や、死角を少なくすることによる安全・安心の確保、照明等による夜景の演出、緑環境の向上等により、道路・街路の質的向上を図ると共に、沿道事業者との協力・連携を図りながら、様々な人を本地区に誘いこみ、本地区の多様な魅力を安全かつ快適に歩きながら楽しむことができる環境の充実を図ることとします。

■昼夜を問わず多くの歩行者で賑わうセントラルロード(左)と一番街(右)



(3) T字路などの特徴的な都市構造をいかした迷宮的楽しさを演出します

戦災復興期の土地区画整理事業によって誕生したT字路は歌舞伎町地区の都市空間の大きな特徴です。また飲食店が軒を連ねる各街区内の細街路(狭い街路)も、繁華街としての本地区の魅力のひとつです。しかし、これらの特徴、魅力が活かされているとはいえません。

そのため、T字路のアイストップ箇所の修景(デザインの配慮)や、入口の修景による細街路の魅力の向上を誘導する等、本地区の特徴的な都市構造をいかした景観形成を推進し、本地区の迷宮的楽しさを演出することとします。

■ T字路の分布状況



■ セントラルロード中央部付近のT字路



(4) 公民連携によるエリアマネージメントを構築します

歌舞伎町地区は、民間主導による土地区画整理事業を契機として誕生したまちであり、近年も公民連携による様々なまちづくり活動が行われています。また、“エンターテイメントシティ”としての賑わいと活力の創出にあたっては、地区の景観・デザインについて、適切なマネージメントを行うことが重要です。全国各地で先導的な取り組みがなされており、その中には歌舞伎町地区において活かせる可能性のある取り組みもあります。

以上を踏まえ、行政と地域の連携・協働のより一層の強化を図り、公民連携によって地区の景観・デザイン面での適切なマネージメントを行うことで、良好な景観の形成を図ることとします。また、上記の実現にあたり、例えば公共空間の広告スペースから得られる広告料収入をエリアマネージメント(各種高質化整備、維持管理等)の費用に充当するなど、良好な空間を創出・維持していくための費用を地区全体で生み出すための仕組みを構築します。

<本ガイドラインの適用範囲>

本ガイドラインの適用範囲は、歌舞伎町まちづくり誘導方針と同じ下図の範囲とします。

なお下図には、セントラルロード～シネシティ広場の整備指針の適用範囲をあわせて示します。



2. 施設・空間のデザイン方針

歌舞伎町地区は広幅員の外周道路、地区内の主要街路、一般街路、細街路、広場など、規模や機能・用途の異なる様々な道路・街路等によって構成されており、これら道路・街路の規模や機能・用途によって、施設・空間のデザイン面での配慮事項は異なります。

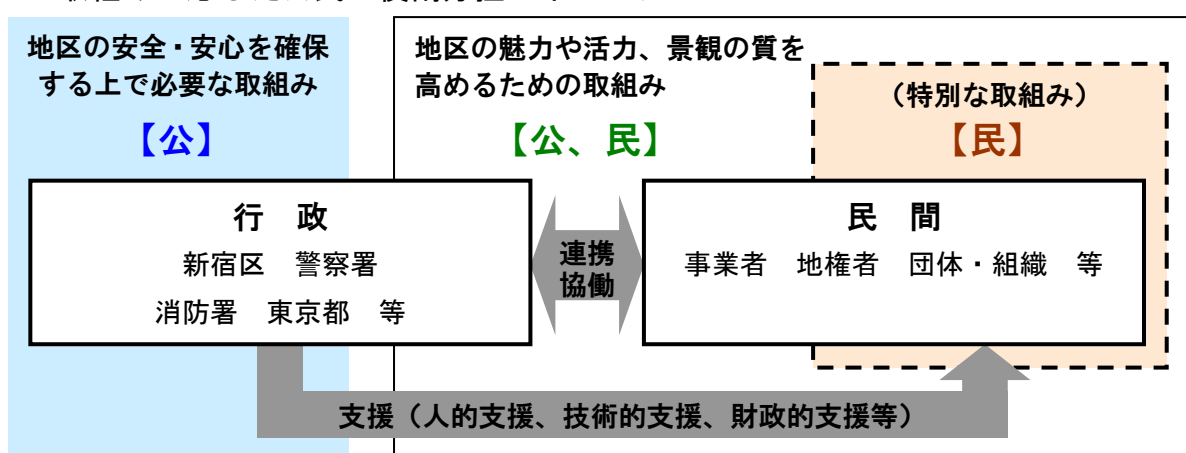
そこで、街路、広場等の種別ごとに「公共施設・空間のデザイン方針」と「沿道施設・空間のデザイン方針」を設定します。



<デザイン方針における公民の役割>

先に示した「全体方針」の実現にあたり、地区の安全・安心を確保する上で必要な取組みについては今後も行政【公】が主体的な役割を果たすことを基本とします。一方、来街者の獲得などの地区の魅力や活力を高める取組みや、地域価値の創造に資する取組みについては、地域の事業者や団体・組織【民】も参画し、相互に連携・協働を図りながら対応していくことを基本とします。またその際、行政【公】は地域の事業者や団体・組織【民】に対して、各種支援（人的、技術的、財政的支援等）を行うこととします。（下図参照）

■取組みに応じた公民の役割分担のイメージ



(具体的な例)

<p>【公、民】：行政あるいは民間が主体となって実施する取組み（行政と民間の連携・協働を含む）</p> <p>道路や公園・広場の高質化整備・改修（高質な舗装、付属物(防護柵やポラード等)、植栽、休憩施設等）、放置自転車等の対策、環境美化活動 等</p>
<p>【公】：行政が主体となって実施する取組み</p> <p>公共空間の基盤整備、道路や公園・広場の標準的な整備・改修（標準的な舗装、付属物(防護柵や照明等)、植栽、休憩施設等）、車両交通規制、民間への支援(各種補助事業制度の活用等) 等</p>
<p>【民】：民間が主体となって実施する取組み</p> <p>商店街灯の整備、ハンギングバスケット等による緑化の推進 等</p>

2-1 公共施設・空間のデザイン方針

以降に示す「デザイン方針」の各取組み例では、上記の【公、民】【公】【民】の別を示しています。また特に記載がない場合は上記の【公、民】で実施することを示しています。

(1) 外周道路（靖国通り、明治通り、職安通り）

外周道路はいずれも、車両、歩行者共に交通量が多く、東京都を代表する幹線道路です。このため、都内の主要な幹線道路にふさわしい、**質の高い歩行空間**の形成を図ることを基本とします。

<p><整備・運用の方針> 都内の主要な幹線道路にふさわしい、 質の高い歩行空間の形成</p>	<p><位置図></p>
<p>(方針に基づく、具体的取組み例)</p>	
<p>靖国通り</p>	<p>舗装や防護柵、街路灯等の適切な維持管理を継続する 【公】</p> <p>靖国通り沿いでは、タクシー乗り場を確保する</p>
<p>職安通り</p>	<p>既存の道路植栽の育成・保全を図り、幹線道路にふさわしい道路景観を創出する</p> <p>舗装や防護柵、街路灯等の更新時に、高質化や色彩等の統一を図る</p>

(2) 地区内の主要な街路

(西武新宿駅前通り、一番街・セントラルロード、

大久保公園東通り、区役所通り、花道通り)

これらの街路は、「歌舞伎町まちづくり誘導方針」の中で、歌舞伎町の魅力ある拠点づくりのための5つの軸として定められており、現在でも来街者が歌舞伎町を移動する際の主要動線となっている街路です。

そのためこれらの街路では、**地区全体や街路としての一体感を創出し**、歌舞伎町地区内の各施設へと、**来街者を誘導する**ような整備・運用を図ることを基本とします。

<整備・運用の方針>

歌舞伎町**地区全体や街路としての一体感を創出し**、
来街者を拠点へ誘導するような整備・運用

(方針に基づく、具体の取組み例)



※丸の内仲通り、東京都千代田区

街路灯を統一する

賑わいの演出装置にもなる、デザイン的に質の高いフラッグや広告等を設置する

一体感のある舗装を整備する

<位置図>



①西武新宿駅前通り

本街路は、西武新宿駅と歌舞伎町地区（特に、シネシティ広場を囲む中心街区）とを結ぶ街路であり、地区の歩行者回遊性の向上を図る上で重要な位置を占めています。また近年は、全線の相互通行化に向けた検討が進められており、車両交通機能の強化が課題となっています。

このため、本街路は歩行者交通と車両交通の両方に配慮した街路として整備・運用を図ることを基本とします。

<整備・運用の方針>

歩行者交通と車両交通の両方に配慮した街路
として整備・運用

<位置図>



(方針に基づく、具体の取組み例)



現状の歩道の適切な維持・管理を継続する【公】

舗装や防護柵、街路灯等を中心に、より一層の質の向上を図り、「歩行者回遊幹線」にふさわしい街路づくりを行う

放置自転車対策を積極的に進める（特に西武新宿駅に近い南側区間の東側の歩道）



既存の道路植栽の継続的な育成・保全を図る

車両交通については、公共交通優先を基本とする【公】

沿道の開発と職安通りとの交差点改良に合わせた全区間相互通行化と、大型観光バスのアクセスルートとしての整備を検討する【公】



沿道の開発と合わせてバス乗降場の設置を検討する

※景観・デザインに配慮したバス停の整備例（宮城県仙台市）

②一番街

本街路はセントラルロードと共に新宿駅から中心街区への主要な歩行アクセス路となっており、歩行者交通量が多いことが特徴です。しかしその一方で、街路幅員が狭く歩道がないため、必ずしも歩行者が安全・快適に通行できる状況ではありません。

このため、本街路は歩行空間の快適性を高めることで、中心街区への主要歩行アクセス路にふさわしい、「歩行者専用ゾーン」としての整備・運用を図ることを基本とします。

<整備・運用の方針>

中心街区への主要歩行アクセス路にふさわしい、
「歩行者専用ゾーン」としての整備・運用

<位置図>



(方針に基づく、具体的取組み例)



沿道の建物のエントランスを含めた街路の
美装化により、快適な歩行空間の形成を図る

車両の通行時間帯制限の強化により、快適な
歩行空間の形成を図る 【公】

③セントラルロード

本街路は一番街と共に新宿駅から中心街区への主要な歩行アクセス路となっており、歩行者交通量も多くなっています。また本街路は幅員が約18mと広く、歩行空間をさらに充実させる空間的余裕があります。

このため、本街路は歩行空間の快適性を高めることで、中心街区への主要歩行アクセス路にふさわしい、「歩行者専用ゾーン」としての整備・運用を図ることを基本とします。

<整備・運用の方針>

中心街区への主要歩行アクセス路にふさわしい、
「歩行者専用ゾーン」としての整備・運用

<位置図>



(方針に基づく、具体の取組み例)



適度な開放感も兼ね備えた
緑環境を創出する



沿道の建物のエントランスを含めた街路の美装化等により、
地区のエントランスにふさわしい街路景観を創出する

道路幅員の広さを活かし、イベント等の様々な利活用が可能
な、沿道建築物と一体となった街路空間を創出する

道路付属物・占用物の整除によりシンプルな街路空間
を創出する

車両の通行時間帯制限を強化する 【公】

④大久保公園東通り

本街路は、中心街区と職安通り北側の大久保方面とを繋ぐ位置にあり、歌舞伎町地区と大久保方面を往来する歩行者の利用が多いことが特徴です。また「歌舞伎町まちづくり誘導方針」においても、本街路を経由して職安通りに至る歩行者ルート形成を誘導することとしています。

このため、本街路は歩行空間の快適性を高めることで、歌舞伎町地区と近年コリアンタウンとして賑わいを呈している大久保方面とを結ぶ主要歩行アクセス路にふさわしい、「歩行者専用ゾーン」としての整備・運用を図ることを基本とします。

<整備・運用の方針>

主要歩行アクセス路にふさわしい、
「歩行者専用ゾーン」としての整備・運用

<位置図>



(方針に基づく、具体の取組み例)




車両交通の円滑化に配慮しつつ、沿道の建物のエント
ランスと調和した街路の美装化により、快適な歩行空
間の形成を図る

⑤区役所通り

本街路は、地区を南北に貫く街路であることから、地区内における車両、歩行者の双方にとっての主要動線となっています。

このため、本街路は歩行者交通と車両交通の両方に配慮した街路として整備・運用を図ることを基本とします。

<p><整備・運用の方針></p> <p>歩行者交通と車両交通の両方に 配慮した街路として整備・運用</p>	<p><位置図></p> 
<p>(方針に基づく、具体的取組み例)</p>	<p>車両交通については、公共交通優先を基本とする 【公】</p> <p>既存の道路植栽の継続的な育成・保全を図る</p> <p>舗装や防護柵、街路灯等の歩行者に身近な基盤施設を中心に、改修時にあわせてより一層の質の向上を図る</p> <p>現状の歩道の適切な維持・管理を継続する 【公】</p>



⑥花道通り

本街路は、地区を東西に貫く唯一の街路であることから、地区内における車両、歩行者の双方にとっての主要動線となっています。また、区役所通りと花園神社に至る通りの間の区間(約100m)を除けば、車道の両側に歩道が設置されており、さらに荷捌き用の駐車帯も部分的に整備されているなど、街路空間の質は比較的良好です。

このため、本街路は歩行者交通と車両交通の両方に配慮した街路として整備・運用を図ることを基本とします。

<整備・運用の方針>

歩行者交通と車両交通の両方に
配慮した街路として整備・運用

<位置図>



(方針に基づく、具体的取組み例)



車両の停車方法などの交通マナーの向上を促す

区役所通り以西については、公共交通優先を基本とし、大型観光バスの通行も考慮した改良を検討する【公】

現状の歩道の適切な維持・管理を継続する【公】

舗装やボラード、街路灯等の歩行者に身近な基盤施設を中心に、改修時にあわせてより一層の質の向上を図る



歩道のない区間については、道路改良等により歩行者の安全性・快適性の向上を図る【公】

道路植栽のない区間については、ハンギングバスケットの設置等による緑化を推進する【民】

(3) 地区内の一般街路

①歌舞伎町一丁目の一般街路

歌舞伎町一丁目は、商業施設、娯楽施設が多数立地し、昼夜間問わず歩行者交通量が多い一方でサービス車両の通行も一定量あります。このため、歩行者の安全性、快適性を向上させ、地区内の回遊性を高めることが、まちの賑わいの創出につながる重要事項です。このため、本街路は「歩行者専用ゾーン」としての整備・運用を図ることを基本とします。

<整備・運用の方針>

「歩行者専用ゾーン」としての整備・運用

<位置図>



(方針に基づく、具体的取組み例)



沿道の建物のエントランスを含めて、街路の美装化を行う

サービス車両のアクセス動線の指定、配送共同化等のルールを導入する



車両の通行時間帯規制を実施する【公】

②歌舞伎町二丁目の一般街路

(誘導方針で「地区内交通」街路として位置付けられている街路)

本街路は、歌舞伎町二丁目の車両交通役割を考慮すると、車両通行の円滑化を確保しつつ、歩行者通行の快適性向上に資する整備・運用を図ることが求められます。



このため、本街路は「歩行者優先ゾーン」としての整備・運用を図ること基本とすると共に、**車両交通の円滑化**にも配慮することを基本とします。

<p><整備・運用の方針> 「歩行者優先ゾーン」としての整備・運用 車両交通の円滑化にも配慮</p>	<p><位置図></p> 
<p>(方針に基づく、具体的取組み例)</p> 	<p>サービス車両のアクセス動線の指定、配送共同化等のルールを導入する</p> <p>車両の速度低減に資する措置の導入等の交通安全対策を実施する 【公】</p>

③歌舞伎町二丁目の一般街路 (前記②以外の街路)

道路幅員が比較的狭く、沿道に商業施設、宿泊施設等が立地する街路では、繁華街の裏通りとしての性格があり、住宅等の立地がみられる街路では地区内の生活道路としての性格を有しています。このため、特に歩行者の安全性、快適性の向上に資する整備・運用を図ることが重要です。

このため、本街路は「歩行者優先ゾーン」としての整備・運用を図ること基本とします。

<p><整備・運用の方針> 「歩行者優先ゾーン」としての整備・運用</p>	<p><位置図></p> 
<p>(方針に基づく、具体的取組み例)</p> 	<p>サービス車両のアクセス動線の指定、配送共同化等のルールを導入する</p>

(4) 細街路

歌舞伎町地区内には、幅員 4.0m以下の細街路が存在します。これら細街路については、災害時の避難路や緊急自動車の進入路の確保等の防災上の観点から、街路の適切な維持・管理を実施する事を基本とします。

<整備・運用の方針>

災害時の避難路や緊急自動車の進入路の確保等の
防災上の観点から、街路の**適切な維持・管理**を実施

(方針に基づく、具体の取組み例)



災害時の避難路や緊急自動車の
進入路の確保等の防災上の観点
から、街路の適切な維持・管理を
実施する 【公】

<位置図>



(5) 交差点

①地区内のT字路交差点

本地区に特徴的なT字路の景観的な顕在化を図ることを基本とします。

<整備・運用の方針> 特徴的なT字路の景観的な顕在化

(方針に基づく、具体の取組み例)



交差点部を単路部とは異なる素材、色彩とする等、T字路の景観的な顕在化と交通安全性の向上を図る

<位置図>



②地区外周部の交差点

靖国通りとの交差点（西武新宿駅前通り、一番街、セントラルロード、さくら通り、あずま通り、区役所通り）は地区のエントランスとして特に重要であることから、靖国通りに接続する街路については、本地区のエントランスにふさわしい空間形成を基本とします。

<整備・運用の方針> 本地区のエントランスにふさわしい空間形成

(方針に基づく、具体の取組み例)



交差点の舗装を他区間とは異なる素材、色彩とする等、歩行者等を本地区に誘導するための景観形成を図る

<位置図>



(6) 広場・公園等

①シネシティ広場

本広場は、歌舞伎町地区の中心街区にあり、これまで地区のシンボリックな広場として、様々なイベントの会場として、そして休憩・休息の場として、多くの利用者等に親しまれています。また、かつてこの地に湧水が存在していたこと、娯楽文化発信の中心地であったことなど、歴史的にも重要な場所です。

このため、こうした**歴史性を踏まえ**たうえで、「エンターテイメントシティ 歌舞伎町」の中心にふさわしい、より一層の**賑わいと憩い**が**感じられる空間形成**を図ることを基本とします。

<整備・運用の方針>

「エンターテイメントシティ 歌舞伎町」の中心にふさわしい、より一層の**賑わいと憩い**が**感じられる空間形成**

<位置図>



(方針に基づく、具体的取組み例)



柵類やステージ等の整除により、見通しが良く、死角の少ない広場空間の形成を図る

広場と沿道建物が一体となった利用を促進するため、**広場全体の歩行者専用道路化**を図る。【公】
※広場の舗装は全面的に緊急車両が通行可能な構造とする



日常利用、非日常利用(イベント等)の双方に対応した広場空間の形成を図る

沿道建築物と一体感をさらに強め、良好な広場空間の形成を図る

②四季の路

四季の路は、緑が少ない歌舞伎町地区内において、豊かな緑が感じられる貴重な空間であることから、継続的に適切な維持・管理を図ることを基本とします。

<p><整備・運用の方針> 歌舞伎町地区内で豊かな緑が感じられる数少ない空間として、適切な維持・管理を継続</p>		<p><位置図></p> 
--	--	--

③大久保公園

大久保公園は、歌舞伎町地区内の数少ない公園として、地区の憩いの場となっており、様々なイベント会場としても活用されています。

このため大久保公園については、歌舞伎町地区の文化・芸能・スポーツ等の拠点として積極的な活用、適切な維持・管理を図り、地区全体のまちづくりへとつなげていくことを基本とします。

<p><整備・運用の方針> 歌舞伎町地区の文化・芸能・スポーツ等の拠点として積極的な活用、適切な維持・管理を図り、地区全体のまちづくりへとつなげていく</p>		<p><位置図></p> 
--	--	--

■公共施設・空間のデザイン方針（一覧 1/2）

空間の種類		公共施設・空間（街路、公園・広場等）	
(1)外周道路		<ul style="list-style-type: none"> ●都内の主要な幹線道路にふさわしい、質の高い歩行空間の形成 <ul style="list-style-type: none"> ⇒舗装や防護柵、街路灯等の適切な維持管理を継続する【公】 ⇒靖国通り沿いでは、タクシー乗り場を確保する ⇒既存の道路植栽の育成・保全を図り、幹線道路にふさわしい道路景観を創出する ⇒舗装や防護柵、街路灯等の更新時に、高質化や色彩等の統一を図る 	
(2)地区内の主要な街路	①西武新宿駅前通り	【共通事項】 <ul style="list-style-type: none"> ●歌舞伎町地区全体や街路としての一体感を創出し、来街者を拠点へ誘導するような整備・運用 	<ul style="list-style-type: none"> ●歩行者交通と車両交通の両方に配慮した街路として整備・運用 <ul style="list-style-type: none"> ⇒現状の歩道の適切な維持・管理を継続する【公】 ⇒舗装や防護柵、街路灯等を中心に、より一層の質の向上を図り、「歩行者回遊幹線(※1)」にふさわしい街路づくりを行う ⇒放置自転車対策を積極的に進める(特に西武新宿駅に近い南側区間の東側の歩道) ⇒既存の道路植栽の継続的な育成・保全を図る ⇒車両交通については、公共交通優先を基本とする【公】 ⇒沿道の開発と職安通りとの交差点改良に合わせた全区間相互通行化と、大型観光バスのアクセスルートとしての整備を検討する【公】 ⇒沿道の開発と合わせてバス乗降場の設置を検討する
	②一番街	<ul style="list-style-type: none"> ⇒街路灯を統一する ⇒賑わいの演出装置にもなる、デザイン的に質の高いフラッグや広告等を設置する 	<ul style="list-style-type: none"> ●中心街区への主要歩行アクセス路にふさわしい、「歩行者専用ゾーン(※2)」としての整備・運用 <ul style="list-style-type: none"> ⇒沿道の建物のエントランスを含めた街路の美装化により、快適な歩行空間の形成を図る ⇒車両の通行時間帯制限の強化により、快適な歩行空間の形成を図る【公】
	③セントラルロード	<ul style="list-style-type: none"> ⇒一体感のある舗装を整備する 	<ul style="list-style-type: none"> ●中心街区への主要歩行アクセス路にふさわしい、「歩行者専用ゾーン(※2)」としての整備・運用 <ul style="list-style-type: none"> ⇒適度な開放感も兼ね備えた緑環境を創出する ⇒沿道の建物のエントランスを含めた街路の美装化等により、地区のエントランスにふさわしい街路景観を創出する ⇒道路幅員の広さを活かし、イベント等の様々な利活用が可能な、沿道建築物と一体となった街路空間を創出する ⇒道路付属物・占用物の整除によりシンプルな街路空間を創出する ⇒車両の通行時間帯制限を強化する【公】
	④大久保公園東側通り		<ul style="list-style-type: none"> ●主要歩行アクセス路にふさわしい、「歩行者専用ゾーン(※2)」としての整備・運用 <ul style="list-style-type: none"> ⇒車両交通の円滑化に配慮しつつ、沿道の建物のエントランスと調和した街路の美装化により、快適な歩行空間の形成を図る
	⑤区役所通り		<ul style="list-style-type: none"> ●歩行者交通と車両交通の両方に配慮した街路として整備・運用 <ul style="list-style-type: none"> ⇒車両交通については、公共交通優先を基本とする【公】 ⇒既存の道路植栽の継続的な育成・保全を図る ⇒舗装や防護柵、街路灯等の歩行者に身近な基盤施設を中心に、改修時にあわせたより一層の質の向上を図る ⇒現状の歩道の適切な維持・管理を継続する【公】
	⑥花道通り		<ul style="list-style-type: none"> ●歩行者交通と車両交通の両方に配慮した街路として整備・運用 <ul style="list-style-type: none"> ⇒車両の停車方法などの交通マナーの向上を促す ⇒区役所通り以西については、公共交通優先を基本とし、大型観光バスの通行も考慮した改良を検討する【公】 ⇒現状の歩道の適切な維持・管理を継続する【公】 ⇒舗装やポラード、街路灯等の歩行者に身近な基盤施設を中心に、改修時にあわせたより一層の質の向上を図る ⇒歩道のない区間については、道路改良等により歩行者の安全性・快適性の向上を図る【公】 ⇒道路植栽のない区間については、ハンギングバスケットの設置等による緑化を推進する【民】

※1:「歌舞伎町まちづくり誘導方針」において、地区内の歩行者アクセスの幹線として位置づけられている街路

※2:「歌舞伎町まちづくり誘導方針」において、車両交通のタイムシェアリングの実施により、歩行環境の充実が特に求められている街路

【公】:行政が主体となって実施する取組み

【民】:民間が主体となって実施する取組み

※公民の別について記載のない場合は、【公、民】:行政あるいは民間が主体となって実施する取組み(行政と民間の連携・協働を含む)

■公共施設・空間のデザイン方針（一覽 2/2）

空間の種類		公共施設・空間（街路、公園・広場等）
(3) 地区内の一般街路	①一丁目	<ul style="list-style-type: none"> ●「歩行者専用ゾーン(※2)」としての整備・運用 ⇒沿道の建物のエントランスを含めて、街路の美装化を行う ⇒サービス車両のアクセス動線の指定、配送共同化等のルールを導入する ⇒車両の通行時間帯規制を実施する【公】
	②二丁目 (誘導方針で「地区内交通」街路として位置づけられている街路)	<ul style="list-style-type: none"> ●「歩行者優先ゾーン(※3)」としての整備・運用、車両交通の円滑化にも配慮 ⇒サービス車両のアクセス動線の指定、配送共同化等のルールを導入する ⇒車両の速度低減に資する措置の導入等の交通安全対策を実施する【公】
	③二丁目 (上記②以外の街路)	<ul style="list-style-type: none"> ●「歩行者優先ゾーン(※3)」としての整備・運用 ⇒サービス車両のアクセス動線の指定、配送共同化等のルールを導入する
(4)細街路		<ul style="list-style-type: none"> ●災害時の避難路や緊急自動車の進入路の確保等の防災上の観点から、街路の適切な維持・管理を実施【公】
(5)交差点	①T字路交差点	<ul style="list-style-type: none"> ●特徴的なT字路の景観的な顕在化 ⇒交差点部を単路部とは異なる意匠パターン(素材、色彩等)とする等、T字路の景観的な顕在化と交通安全性の向上を図る
	②外周部交差点	<ul style="list-style-type: none"> ●本地区のエントランスにふさわしい空間形成 ⇒交差点の舗装を他区間とは異なる素材、色彩とする等、歩行者等を本地区に誘導するための景観形成を図る
(6)公園・広場等	①シネシティ広場	<ul style="list-style-type: none"> ●「エンターテイメントシティ 歌舞伎町」の中心にふさわしい、より一層の賑わいと憩いが感じられる空間形成 ⇒柵類やステージ等の整除により、見通しが良く、死角の少ない広場空間の形成を図る ⇒広場と沿道建物が一体となった利用を促進するため、広場全体の歩行者専用道路化を図る【公】 ⇒沿道建築物と一体感をさらに強め、良好な広場空間の形成を図る ⇒日常利用、非日常利用(イベント等)の双方に対応した広場空間の形成を図る
	②四季の路	<ul style="list-style-type: none"> ●歌舞伎町地区内で豊かな緑が感じられる数少ない空間として、適切な維持・管理を継続
	③大久保公園	<ul style="list-style-type: none"> ●歌舞伎町地区の文化・芸能・スポーツ等の拠点として積極的な活用、適切な維持・管理を図り、地区全体のまちづくりへとつなげていく

※2: 「歌舞伎町まちづくり誘導方針」において、車両交通のタイムシェアリングの実施により、歩行環境の充実が特に求められている街路

※3: 「歌舞伎町まちづくり誘導方針」において、歩行者と車両の共存が特に求められている街路

【公】: 行政が主体となって実施する取組み

【民】: 民間が主体となって実施する取組み

※公民の別について記載のない場合は、【公、民】: 行政あるいは民間が主体となって実施する取組み(行政と民間の連携・協働を含む)

2-2 沿道施設・空間のデザイン方針

景観法に基づいて策定された「新宿区景観まちづくり計画(平成21年4月策定、平成24年4月改定/新宿区)」では、「エンターテイメントシティ歌舞伎町地区」の建築物、工作物に係る「景観形成基準」を定めています。これは法令に基づく基準であることから、本ガイドラインはこの「景観形成基準」を踏まえ、これに新たな配慮事項などを付け加えるかたちで、建築物等の整備・運用の方針を定めます。

- ★：「新宿区景観まちづくり計画」で定めている本地区の建築物の「景観形成基準」(法令に基づく基準)
- ：上記基準を踏まえ、本ガイドラインで新たに追加した事項

(0) 共通事項 (「大久保公園」「四季の路」は除く)

<整備・運用の方針①>



例えば一時的に駐車場とする場合には、通りに面してフェンスを設置し、タウン情報の掲示や緑化を行う等

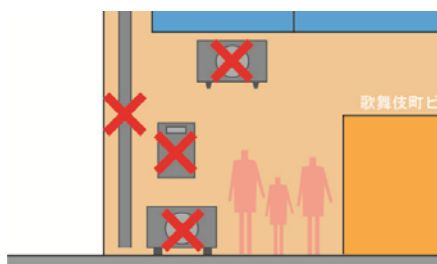
- ★形態意匠及び色彩は、周囲の賑わいを損なわないことを基本とする
- 具体的には、倉庫や駐車場等、通りの賑わいの連続性を損なう用途(土地利用)は極力避けると共に、やむを得ない事情等により倉庫や駐車場等として利用する場合には、通りの賑わいの連続性を担保するための工夫・配慮を行う

<整備・運用の方針②>



- ★壁面の分節化により、長大な壁面とならないようにする

<整備・運用の方針③>



- ★附帯する設備等は、建築物と一体的に計画するか、歩行者や水平方向からの見え方に配慮し、緑化や目隠し等による修景を行う
- ★附帯する構造物や施設等は、建築物との調和を図るとともに、歩行者からの見え方に配慮した修景を行う

<整備・運用の方針④>

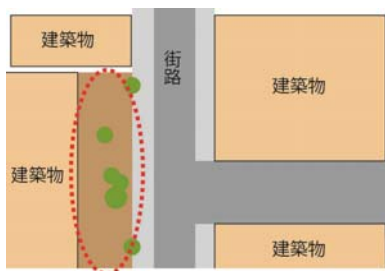
★照明は、華やかな夜の賑わいを連続させるものとする

<整備・運用の方針⑤>

●屋外広告物は、まちの賑わいを演出する装置として、デザイン的に質の高い形態意匠及び色彩とすることを基本とする

建築物の高さが60m以上、又は延べ面積30,000㎡以上の場合には、以下の事項が加わります。

<整備・運用の方針⑥>



★隣接する敷地や公共施設と一体となったオープンスペースを新たに創出するなど、周辺景観に配慮した配置とする

<整備・運用の方針⑦>

★壁面の位置の連続性や、適切な隣棟間隔の確保など、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る

<整備・運用の方針⑧>

★周辺の主要な眺望点（道路、河川、公園など）からの見え方に配慮するとともに、周辺の建築物のスカイラインとの調和を図る

<整備・運用の方針⑨>

★緑化にあたっては、生態系にも配慮した樹種の選定を行うとともに、積極的に屋上や壁面の緑化を行う

(1) 外周道路（靖国通り、明治通り、職安通り）

「(0) 共通事項」で示した方針に加えて、以下の方針に基づいて建築物等の整備・運用を図ります。

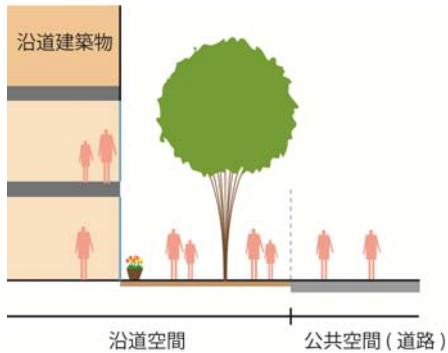
<整備・運用の方針①>



- 沿道建築物は、幹線道路にふさわしい質の高い形態意匠、色彩を基本とする

靖国通り、明治通り、職安通りの沿道建築物は、隣接地区から眺めた場合の本地区の顔となる建築物であることから、質の高い形態意匠、色彩とすることが重要である。

<整備・運用の方針②>



- 外周道路は、本地区に来街者を誘導する道路として重要であることから、沿道建築物の低層部は賑わいが感じられるような開放的な意匠を基本とする（ガラスの設置、窓の設置、壁面の後退等）

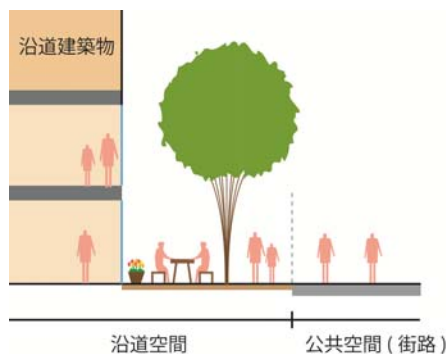
(2) 地区内の主要な街路

「(0) 共通事項」で示した方針に加えて、以下の方針に基づいて建築物等の整備・運用を図ります。

<整備・運用の方針①>

★区役所通りやセントラルロード沿いでは、積極的に緑化を行う

<整備・運用の方針②>



- 地区内の幹線街路として特に賑わいの創出が求められることから、沿道建築物の低層部は賑わいが感じられるような開放的な意匠を基本とする（ガラスの設置、窓の設置、壁面の後退等）

(3) 地区内の一般街路 及び (4) 細街路

「(0) 共通事項」で示した方針に加えて以下の方針に基づいて建築物等の整備・運用を図ります。

<整備・運用の方針>



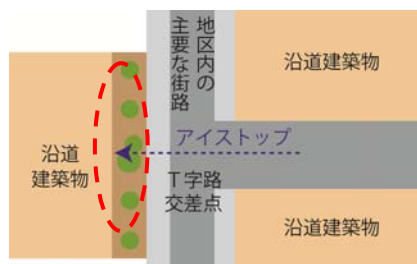
- 沿道が住宅を主体とする街路においては、住環境等の向上の観点から、沿道建築物の形態意匠及び色彩は、周囲との調和に配慮した落ち着いた着きあるものを基本とする

(5) 交差点

「(0) 共通事項」で示した方針に加えて以下の方針に基づいて建築物等の整備・運用を図ります。

① T字路交差点

<整備・運用の方針>



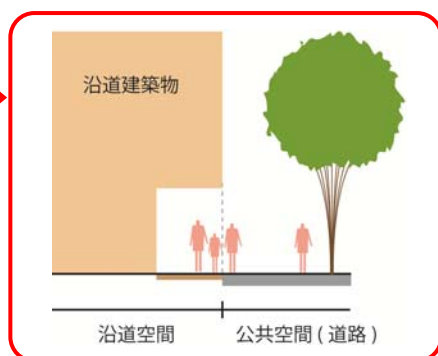
★T字路のアイストップとなる場所では、場所を特徴付ける工夫をする

●具体的には、建築壁面は積極的にまちに対して楽しさを提供する意匠（開口部の設置、緑化、その他意匠的配慮）を基本とする

●特に、「(2)地区内の主要な街路」に位置するアイストップとなる建築物については、ランドマークとなるような形態意匠及び色彩を基本とすると共に、照明による建築壁面等の演出を行うことで、地区内の歩行者の適切な誘導を図る

② 外周部交差点

<整備・運用の方針>



★地区外から地区内へと向かう道路の角地では、入り口にふさわしい工夫をする

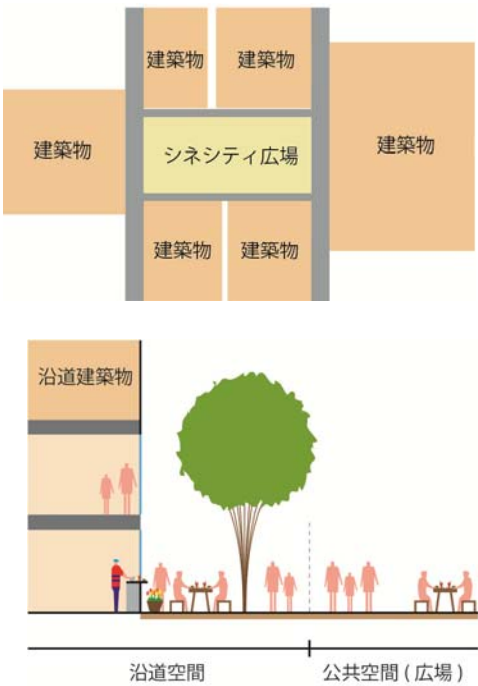
●具体的には、低層部のセットバックによる滞留空間の確保や洗練された形態意匠および色彩を基本とする

(6) 広場・公園等

「(0) 共通事項」で示した方針に加えて以下の方針に基づいて建築物等の整備・運用を図ります。

①シネシティ広場

<整備・運用の方針>



- 広場を囲む建築物は、ランドマークを創出するような形態意匠及び色彩を基本とする
- 広場を囲む建築物は、広場との関係性を向上させるための工夫を行うことを基本とする
- 広場を囲む建築物低層部は、広場とのつながりを感じられるような開放的な意匠を基本とする（ガラスの設置、窓の設置、壁面の後退等）
- 広場を囲む建築物低層部の用途は、広場と一体となった賑わいの創出に資する用途（テイクアウト可能な飲食店等）の導入を検討する

②四季の路

<整備・運用の方針>

- 沿道建築物等の意匠形態及び色彩は、緑豊かで落ち着いた四季の路の景観を阻害しないことを基本とする

■沿道施設・空間のデザイン方針（一 覧）

空間の種類		沿道施設・空間（建築物、屋外広告物等）	
		【共通事項】	
(1)外周道路		<ul style="list-style-type: none"> ★形態意匠及び色彩は、周囲の賑わいを損なわないことを基本とする ●具体的には、倉庫や駐車場等、通りの賑わいの連続性を損なう用途(土地利用)は極力避けると共に、やむを得ない事情等により倉庫や駐車場等として利用する場合には、通りの賑わいの連続性を担保するための工夫・配慮を行う 	
(2)地区内の主要な街路	①西武新宿駅前通り	<ul style="list-style-type: none"> ●沿道建築物は、幹線道路にふさわしい質の高い形態意匠、色彩を基本とする ●外周道路は、本地区に來街者を誘導する道路として重要であることから、沿道建築物の低層部は賑わいが感じられるような開放的な意匠を基本とする(ガラスの設置、窓の設置、壁面の後退等) 	
	②一番街	<ul style="list-style-type: none"> ★区役所通りやセントラルロード沿いでは、積極的に緑化を行う ●地区内の幹線街路として特に賑わいの創出が求められることから、沿道建築物の低層部は賑わいが感じられるような開放的な意匠を基本とする(ガラスの設置、窓の設置、壁面の後退等) 	
	③セントラルロード	<ul style="list-style-type: none"> ★壁面の分節化により、長大な壁面とならないようにする ★附帯する設備等は、建築物と一体的に計画するか、歩行者や水平方向からの見え方に配慮し、緑化や目隠し等による修景を行う ★附帯する構造物や施設等は、建築物との調和を図るとともに、歩行者からの見え方に配慮した修景を行う 	
	④大久保公園東側通り	<ul style="list-style-type: none"> ★照明は、華やかな夜の賑わいを連続させるものとする ●屋外広告物は、まちの賑わいを演出する装置として、デザイン的に質の高い形態意匠及び色彩とすることを基本とする 	
	⑤区役所通り	<p><建築物の高さが60m以上、又は延べ面積30,000㎡以上の場合には、以下も加える></p> <ul style="list-style-type: none"> ★隣接する敷地や公共施設と一体となったオープンスペースを新たに創出するなど、周辺景観に配慮した配置とする 	
	⑥花道通り	<ul style="list-style-type: none"> ★隣接する敷地や公共施設と一体となったオープンスペースを新たに創出するなど、周辺景観に配慮した配置とする 	
(3)一般区街内路の	①一丁目	<ul style="list-style-type: none"> ●沿道が住宅を主体とする街路においては、住環境等の向上の観点から、沿道建築物の形態意匠及び色彩は、周囲との調和に配慮した落ち着いたものを基本とする 	
	②二丁目 (誘導方針で「地区内交通」街路として位置づけられている街路)	<ul style="list-style-type: none"> ★壁面の位置の連続性や、適切な隣棟間隔の確保など、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る ★周辺の主要な眺望点(道路、河川、公園など)からの見え方に配慮するとともに、周辺の建築物のスカイラインとの調和を図る 	
	③二丁目 (上記②以外の街路)	<ul style="list-style-type: none"> ★緑化にあたっては、生態系にも配慮した樹種の選定を行うとともに、積極的に屋上や壁面の緑化を行う 	
(4)細街路			
(5)交差点	①T字路交差点	<ul style="list-style-type: none"> ★T字路のアイストップとなる場所では、場所を特徴付ける工夫をする ●具体的には、建築壁面は積極的にまちに対して楽しさを提供する意匠(開口部の設置、緑化、その他意匠的配慮)を基本とする ●特に、「(2)地区内の主要な街路」に位置するアイストップとなる建築物については、ランドマークとなるような形態意匠及び色彩を基本とすると共に、照明による建築壁面等の演出を行うことで、地区内の歩行者の適切な誘導を図る 	
	②外周部交差点	<ul style="list-style-type: none"> ★地区外から地区内へと向かう道路の角地では、入り口にふさわしい工夫をする ●具体的には、低層部のセットバックによる滞留空間の確保や洗練された形態意匠および色彩を基本とする 	
(6)公園・広場等	①シネシティ広場	<ul style="list-style-type: none"> ●広場を囲む建築物は、ランドマークを創出するような形態意匠及び色彩を基本とする ●広場を囲む建築物は、広場との関係性を向上させるための工夫を行うことを基本とする ●広場を囲む建築物低層部は、広場とのつながりを感じられるような開放的な意匠を基本とする(ガラスの設置、窓の設置、壁面の後退等) ●広場を囲む建築物低層部の用途は、広場と一体となった賑わいの創出に資する用途(テイクアウト可能な飲食店等)の導入を検討する 	
	②四季の路	<ul style="list-style-type: none"> ●沿道建築物等の意匠形態及び色彩は、緑豊かで落ち着いたある四季の路の景観を阻害しないことを基本とする 	
	③大久保公園	—	

★:景観法に基づいて策定された「新宿区景観まちづくり計画」に示されている「エンターテイメントシティ歌舞伎町地区」の景観形成基準(法令に基づく基準)

●:景観形成基準を踏まえ、本ガイドラインで新たに追加した事項

※上表の方針は何れも、【公、民】:行政あるいは民間が主体となって実施する取組み(行政と民間の連携・協働を含む)

3. エリアマネージメントの方針

歌舞伎町地区の賑わいと活力の創出にあたっては、「2. 施設・空間のデザイン方針」に示したハード面での対策に加えて、以下に示す①～⑤のソフト面での対策を公民連携のもとで実施することとします。

①広告を活用した地区のエリアマネージメントの仕組みづくり

歌舞伎町地区の賑わいと活力の創出のためには、良好な景観創出のための維持管理活動（清掃等）や、賑わい創出のための各種イベントの開催等の活動の継続的展開を図ることが重要であり、こうした活動の費用を地区全体で生み出す仕組みを構築することが有効です。

一方、我が国を代表する繁華街である歌舞伎町地区内には、地区内には数多くの屋外広告物が設置されており、広告物設置に対する一定のポテンシャルがあるものと考えられます。

以上を踏まえ、地区の賑わいと活力の創出に向けて、広告料収入をエリアマネージメント（維持管理活動、イベント開催等）の費用に充当するための仕組みについて今後検討を行うこととします。具体的な仕組みについては今後検討と合意形成が必要ですが、現段階では以降に示す2ケースが考えられます。

ケースA：街路、広場等の公共空間に広告掲出スペースを設置

<方 法>

★公共空間(街路、広場等)に屋外広告物の掲出スペースを設置

方法①：商店街灯等に広告を設置（左写真）

方法②：広告専用の掲示板を設置（右写真）

方法①



方法②



<活 用>

広告料収入を地区のエリアマネージメント（維持管理活動、イベント開催等）費用に充当
※上記方法①は、既に歌舞伎町 TMO によって実施されている取組みを更に拡充・発展させる
※上記方法②は、都市再生整備計画への記載等が必要

ケースB：質の高い広告による賑わい・景観の演出と広告収入増によるマネジメント費用への活用
 ※景観まちづくりの取組みにより対応

<方 法>

- ★違反広告の取締りを強化
- ★屋外広告物のデザイン基準と審査機関の明確化
- ★建築壁面等に掲出する屋外広告物の設置規模や範囲等の規制緩和



違反広告の取締りを強化
 +
 デザイン基準と審査機関の明確化
 +
 屋外広告物の設置規模や範囲等の規制緩和



<活 用>

屋外広告物の規制緩和による広告料収入の増分の一部を屋外広告物の設置者(沿道地権者等)から徴収し、地区のエリアマネジメント(維持管理活動、イベント開催等)費用に充当
 ※屋外広告物設置者(沿道地権者)との合意形成が必要

②ゴミ出し・ゴミ収集のルールづくり

道路上に無造作に置かれたゴミ袋等は、街路景観を阻害するのみならず、歩行者交通の阻害要因ともなり、地区の賑わい創出、交通安全、衛生といった様々な面で好ましいものではありません。このため、以下の対策を講じることとします。

- ★歌舞伎町地区全体でゴミ出し・ゴミ収集のルールづくりを行う
- ★沿道地権者や事業者、ゴミ回収業者に対してルール遵守を促す



③荷捌きに関するルールづくり

歌舞伎町地区は商業施設が高度に集積しているため、数多くの荷捌き車両が出入りしています。しかし、これら車両の多くは路上に駐停車して荷捌きを行っているのが現状であり、こうした状況は景観面においても、地区の交通・安全面においても好ましいとは言えません。このため、以下の対策を講じることとします。

- ★荷捌き車両の「タイムシェアリング」や「配送共同化」等の荷捌きに関するルールづくりを行う
- ★沿道地権者や事業者、配送業者にルール遵守を促す
- ★長時間の路上荷捌き車両の取締りを強化する



④放置自転車対策の強化

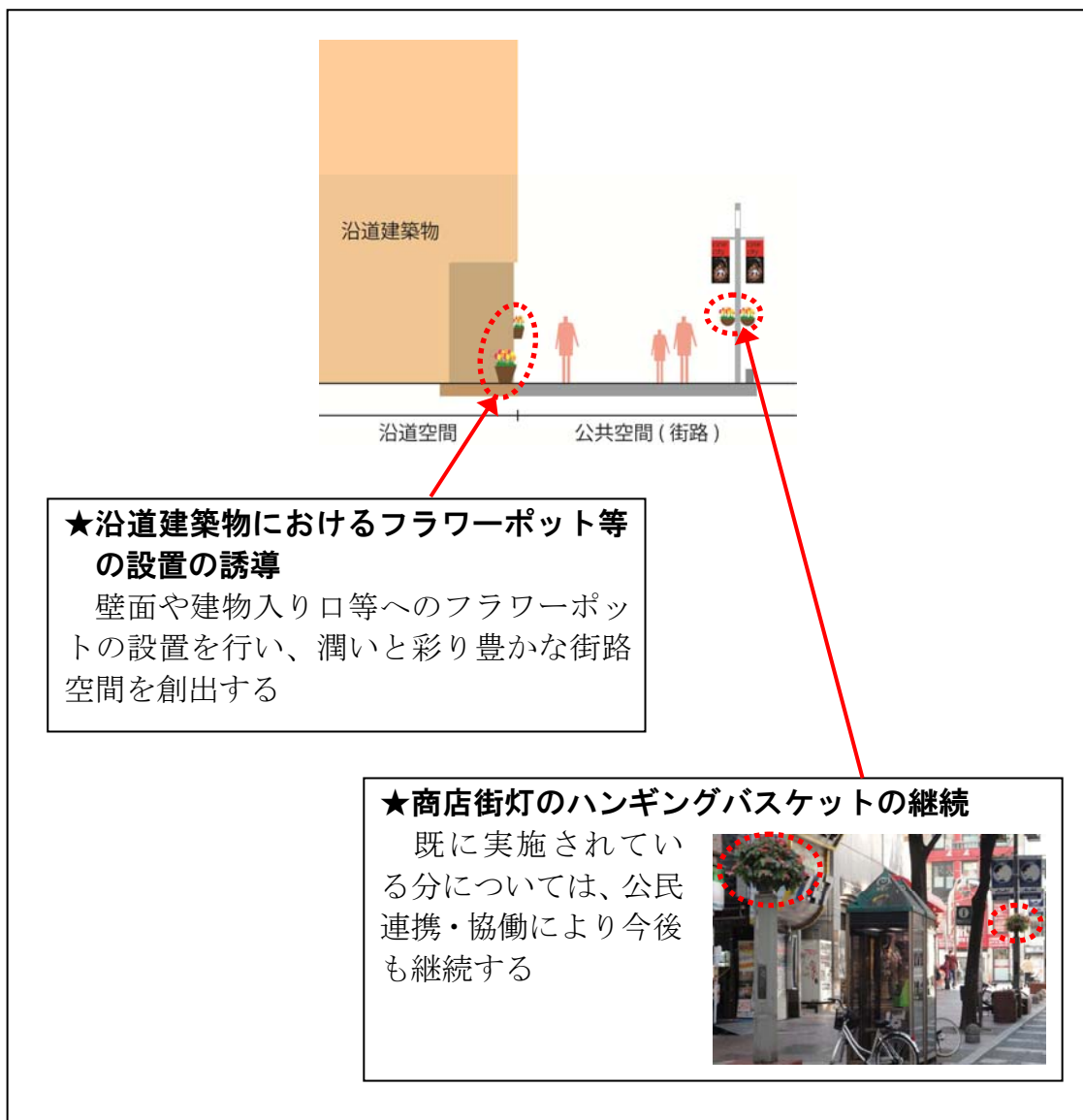
道路上の放置自転車は、歩行者交通の妨げになると共に、景観の阻害要因ともなっています。このため、以下の対策を講じることとします。

- ★行政が中心となって取締り強化と路上自転車駐輪場の整備に努める
- ★沿道の大規模建築物に対しては駐輪場設置の義務付けを行う
- ★民間事業者は、従業員等に対しては駐輪場の利用を指導すると共に、一般来街者に対しても駐輪場の利用を促す対策（広報・周知等）を講じる



⑤街路の緑化修景（セントラルロード）

セントラルロードは歌舞伎町地区のエントランスであるため、緑による潤い、安らぎの演出が特に重要です。このため、以下の対策を講じることとします。



【歌舞伎町地区全体の方針】

Ⅱ 実現化に向けた取組み方針

前記「I. 歌舞伎町地区デザイン方針」の実現にあたっては、以下を基本として取組みを進めることとします。

①段階的な取組みの実施・展開

前記 I に基づく各取組みは、段階的に実施・展開を図っていくこととします。

第1段階（平成27年度まで）：シネシティ広場を囲む中心街区を核としたまちづくり

■一体的な空間の整備とその効果的な管理運営

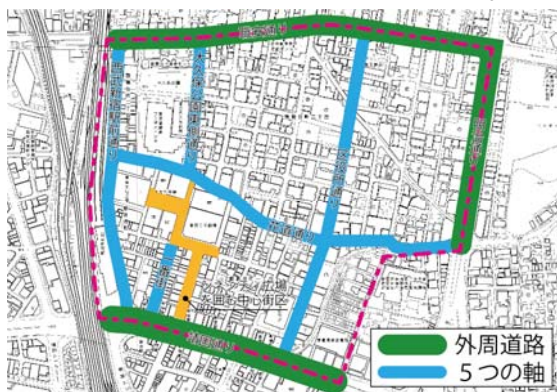
シネシティ広場を取り囲むシネシティ広場からセントラルロードまでにおける公民が連携した一体的な空間の整備（ハード面）とその効果的な管理運営（ソフト面）を目指します。



第2段階（平成28年度以降）： 歌舞伎町中心部と周辺地区の連携

■5つの軸と外周道路の整備

5つの軸（西武新宿駅前通り、一番街、大久保公園東側通り、区役所通り、花道通り）と外周道路（靖国通り、明治通り、職安通り）を対象に、隣接地区との連携を図りながら、具体的な取組みの展開を図ります。



第3段階（第2段階以降）： 歌舞伎町地区内の賑わいの充実

■通りごとの個性を演出する整備

地区内に多く存在するT字路を活かしつつ、迷宮的楽しさを創出します。そしてガイドラインに基づき取組みを地区内すべての街路で展開することを目指します。



②沿道施設・空間（建築物等）のルール・基準の明確化

前記 I. の「2-2 沿道施設・空間のデザイン方針」に示した建築物等に係るデザイン方針の実現化に向けて、地区計画等の都市計画制度の導入を検討し、街並みデザインに係るルール・基準を明確にします。

【個別指針】

Ⅲ セントラルロード～シネシティ広場の整備指針

前記「Ⅱ. 実現化に向けた取組み方針」において、平成27年度までに行うこととしている「第1段階：シネシティ広場を囲む中心街区を核としたまちづくり」での整備指針については、以下を基本として進めます。

なお、整備の際には各種補助事業制度を活用することも検討します。

- (想定) ・にぎわいと魅力あふれる商店街づくり支援事業 (補助率 2/3 上限 2,000 万円)
- ・社会資本整備総合交付金 (補助率 4/10)

1. セントラルロード～シネシティ広場の整備方針

シネシティ広場

- 「エンターテインメントシティ 歌舞伎町」の中心に相応しい、より一層の賑わいと憩いを感じられる空間形成
- 日常利用、非日常利用の双方に対応した広場空間の形成 (様々な利活用に対応可能な空間形成) を図る
- 沿道建築物と一体感をさらに強め、良好な広場空間の形成を図る
- 広場と沿道建物が一体となった利用を促進するため、広場全体の歩行者専用道路化を図る。ただし、広場周辺の安全性確保の観点から、広場の舗装は全面的に緊急車両が通行可能な構造とする
- 道路付属物・占用物の整除により、見通しが良く、死角の少ない広場空間の形成を図る
- 様々なイベントに対応したインフラ整備を行う



セントラルロード

- シネシティ広場周辺の中心街区への主要アクセス路として、歩行快適性に配慮しつつ、緊急車両等の通行も考慮した街路として整備を行う
- 見通しが良く、安心感のある明るい印象の街路として整備を行う
- 車両の通行時間帯制限の強化や、沿道の建物のエントランスを含めた街路の美装化等により、地区のエントランスに相応しい街路景観を創出する
- 道路付属物・占用物の整除により、シンプルな街路空間を創出する
- 沿道建築物と一体となった街路空間を創出する
- 適度な開放感も兼ね備えた緑環境を創出する



シネシティ広場東側街路

セントラルロード北側街路

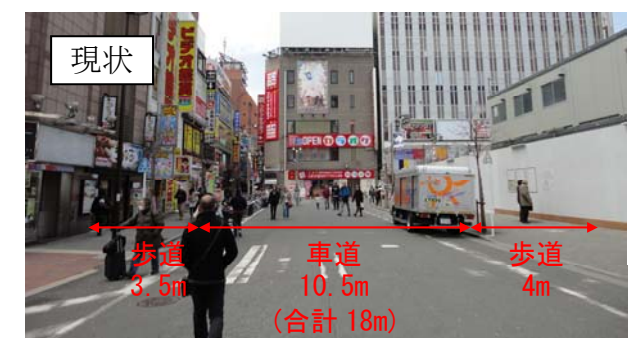
- シネシティ広場周辺の中心街区への主要アクセス路として、歩行快適性に配慮しつつ、緊急車両等の通行も考慮した街路として整備を行う
- シネシティ広場、セントラルロードとの連続性に配慮した空間整備を行う
- 現在再開発中の新宿東宝ビルとの空間的な一体性を感じられる空間整備を行う
- 人を呼び込む装置として、沿道の建物のエントランスを含めた街路の美装化を行う



シネシティ広場東側街路 (北側区間)



シネシティ広場東側街路 (南側区間)



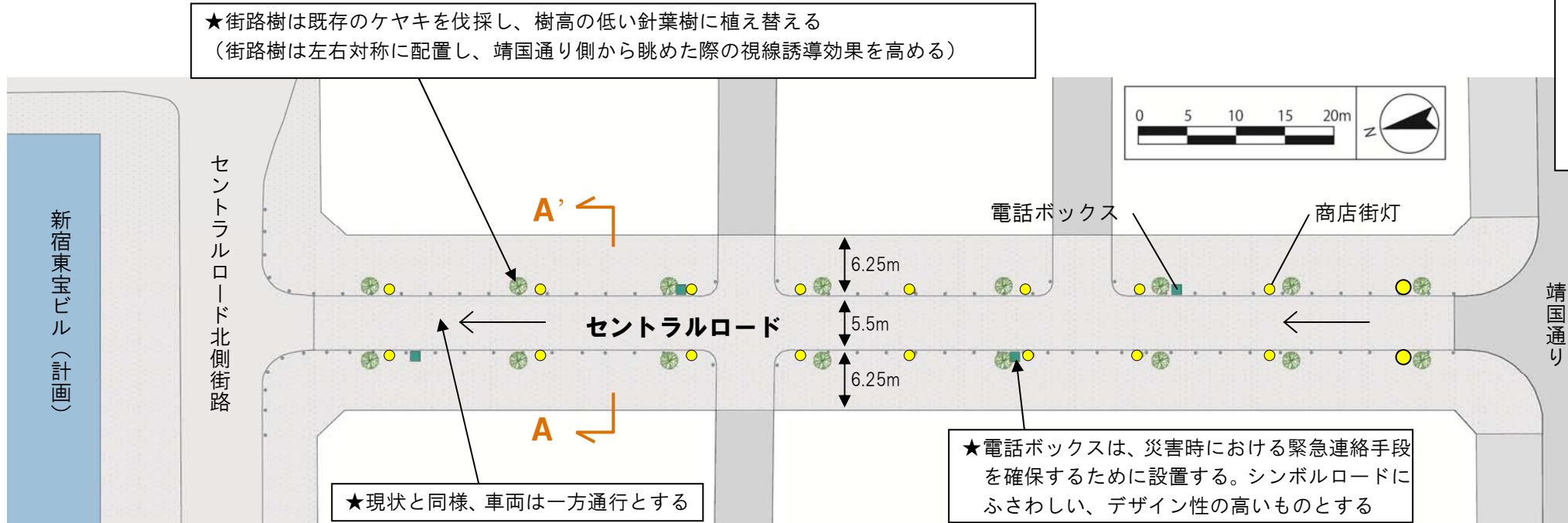
セントラルロード北側街路

2. セントラルロード～シネシティ広場の形態等変更案

2-1 セントラルロードの形態等変更案

靖国通りからの見通しを確保し、明るく安全・安心感の高い道路とする

【平面図】



★既存の道路付属物・占用物の整除により、街路の構成要素を極力減らしたシンプルな街路空間を創出する(これら既存占用物は撤去)



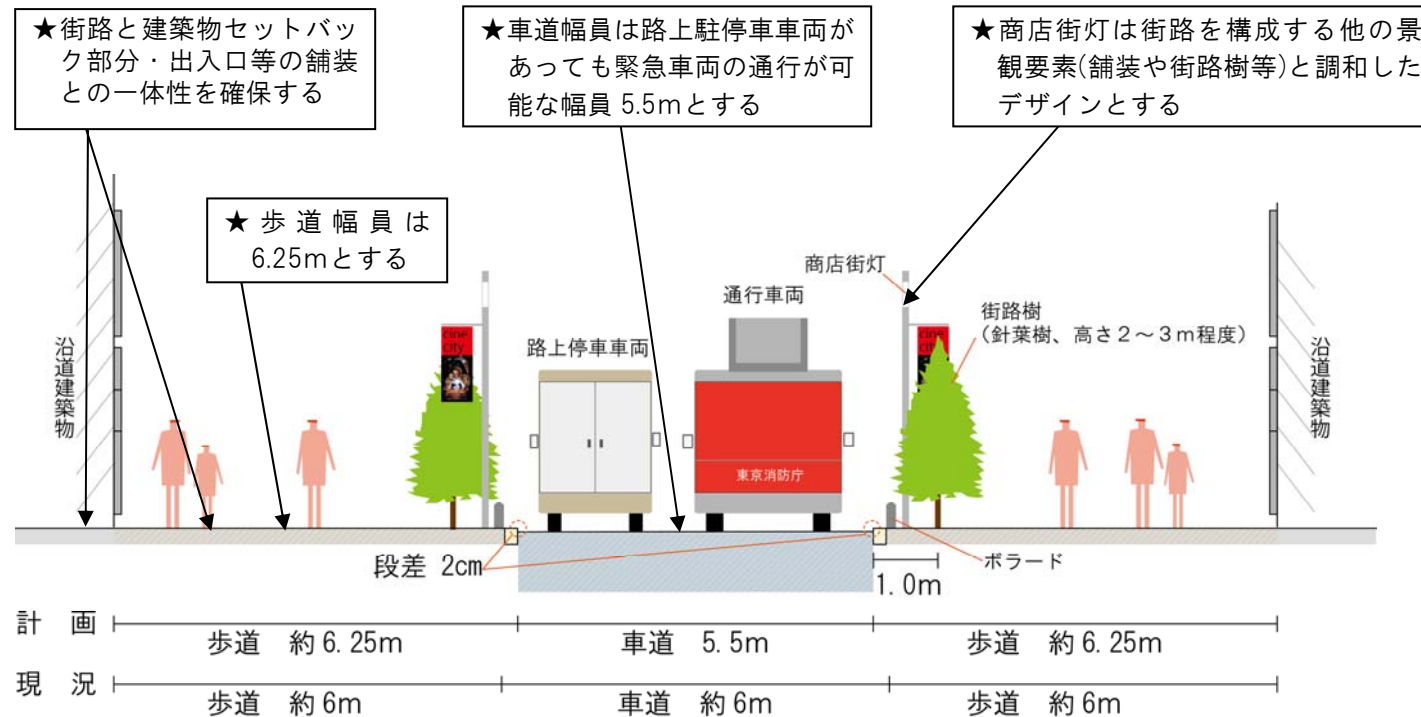
参考：街路樹イメージ

高さ2～3m程度の針葉樹

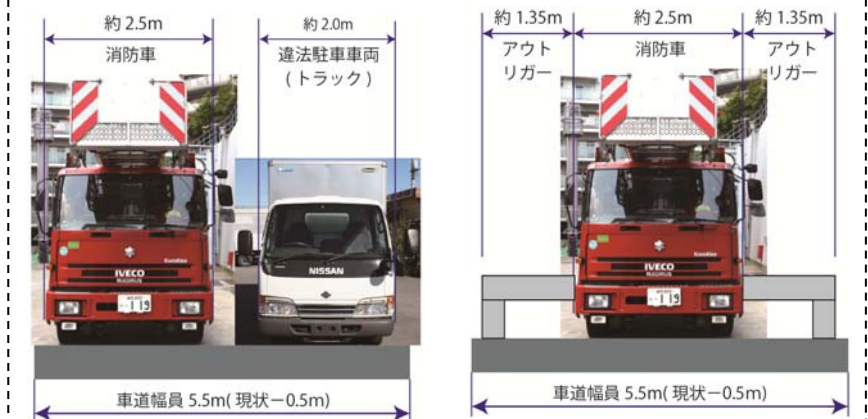


※なお花壇については、維持管理の観点から設置しない。

【A-A'断面図】



参考：車道幅員5.5mの考え方



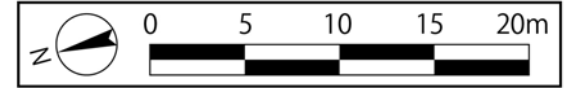
仮に路上に違法な駐車車両が存在しても、消防車は通行可能

消防車(はしご車)の作業範囲は車道内に収まる

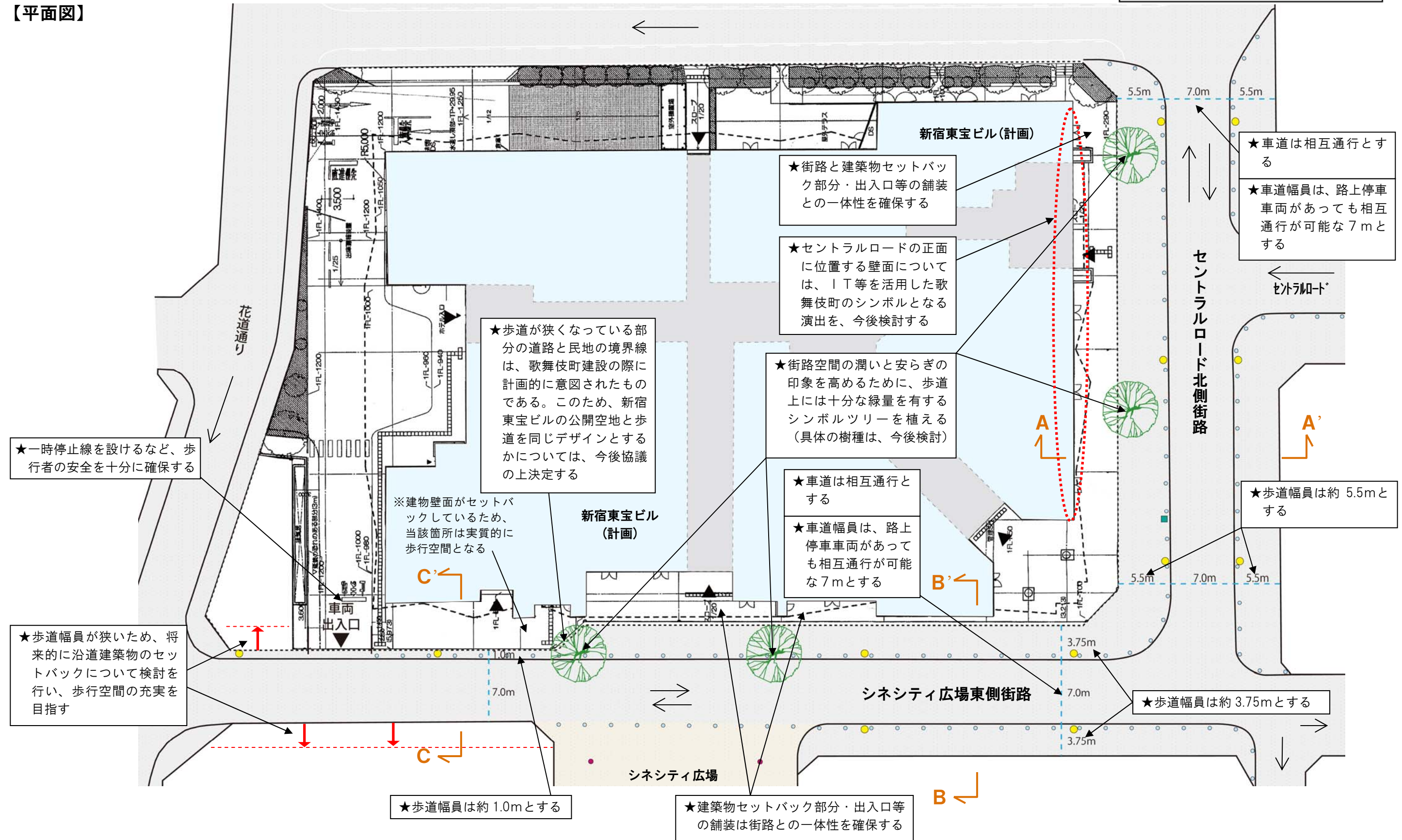
2-2 セントラルロード北側街路、シネシティ広場東側街路の形態等変更案

歩道の拡幅と民地の壁面後退により、広い歩行空間を確保する

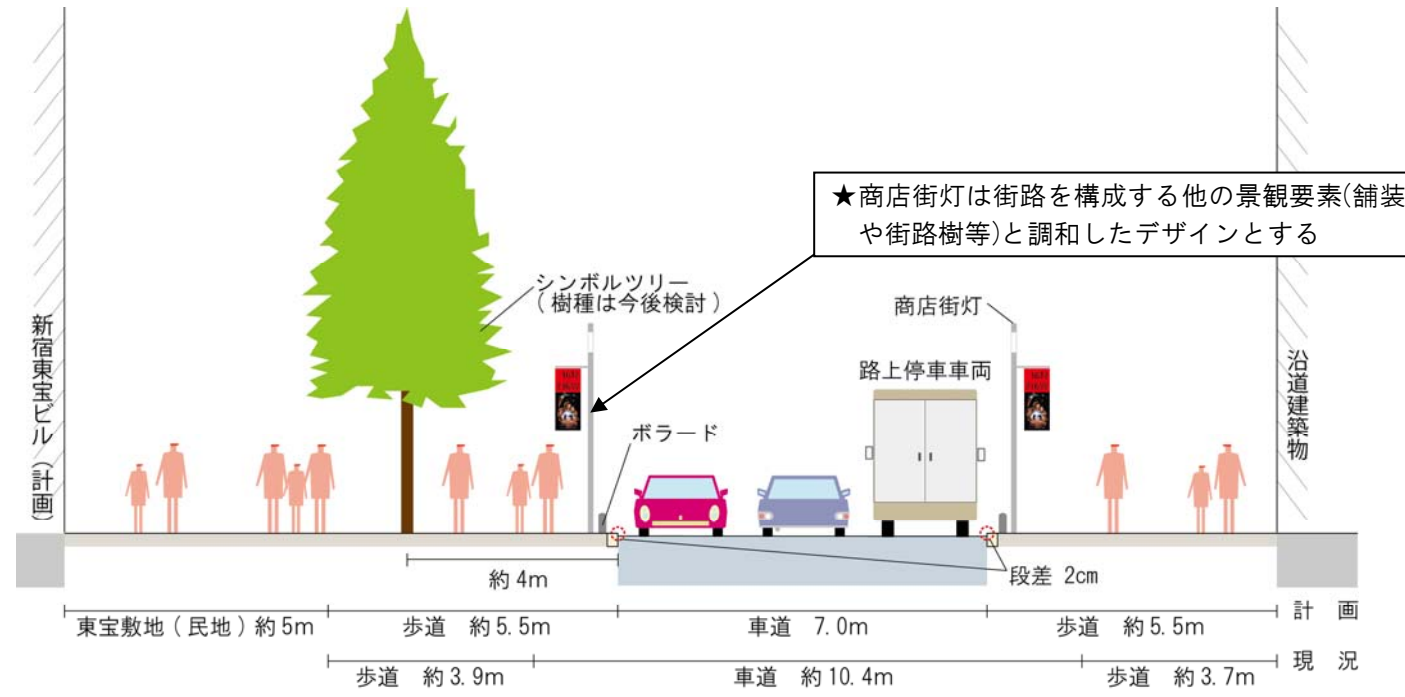
※商店街灯等の設置位置・基数は参考イメージ



【平面図】

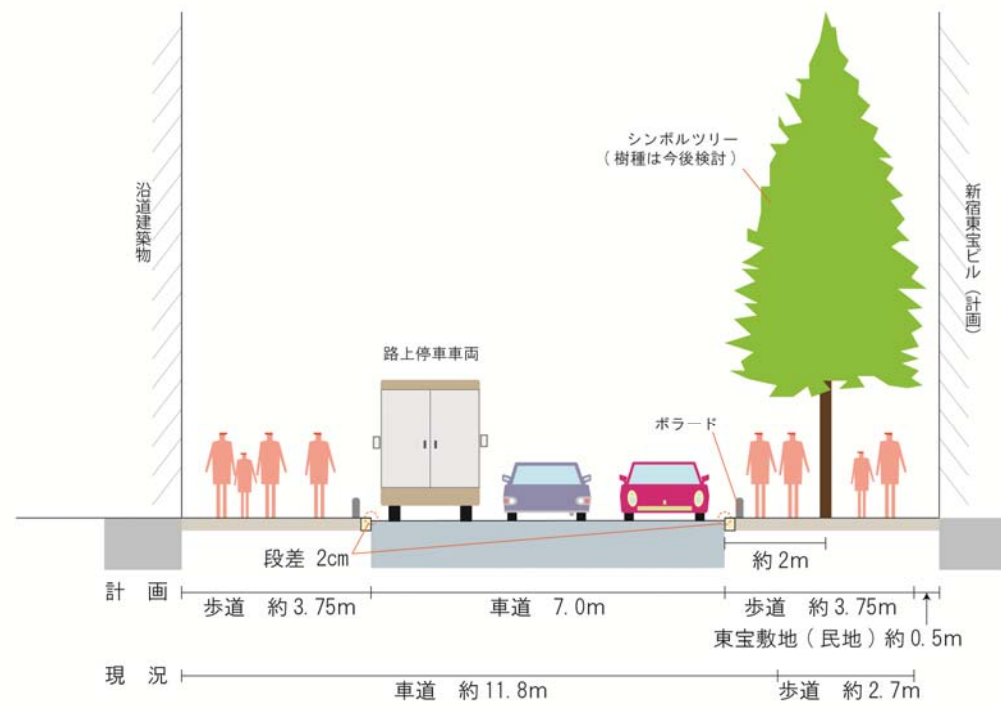


【A-A' 断面図】

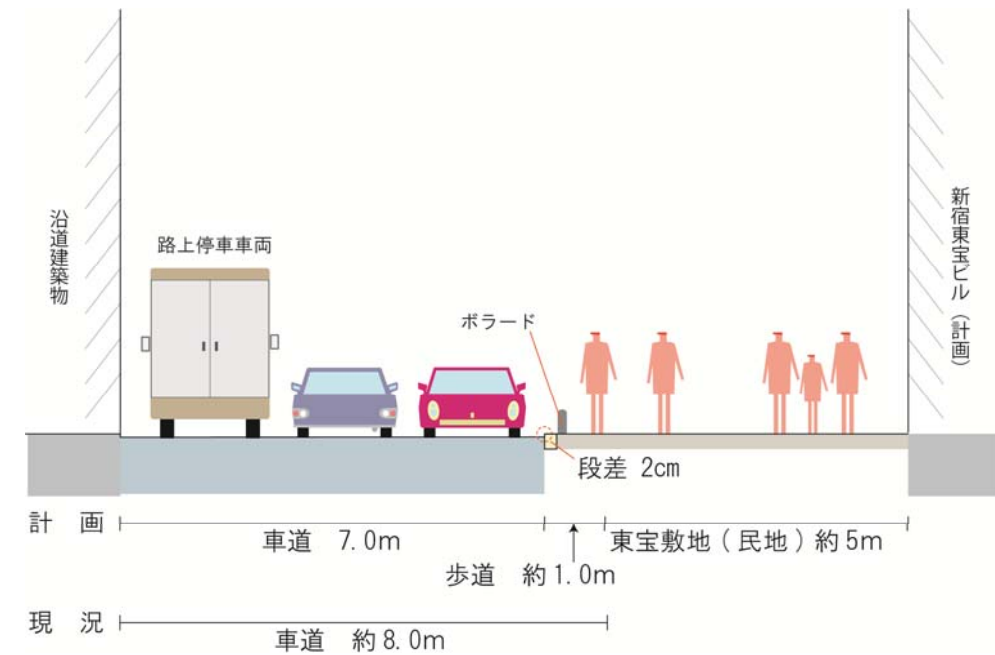


※商店街灯等の設置位置・基数・形状は参考イメージ。
 ※シンボルツリー(4箇所)の具体的な樹種については今後検討。

【B-B' 断面図】



【C-C' 断面図】



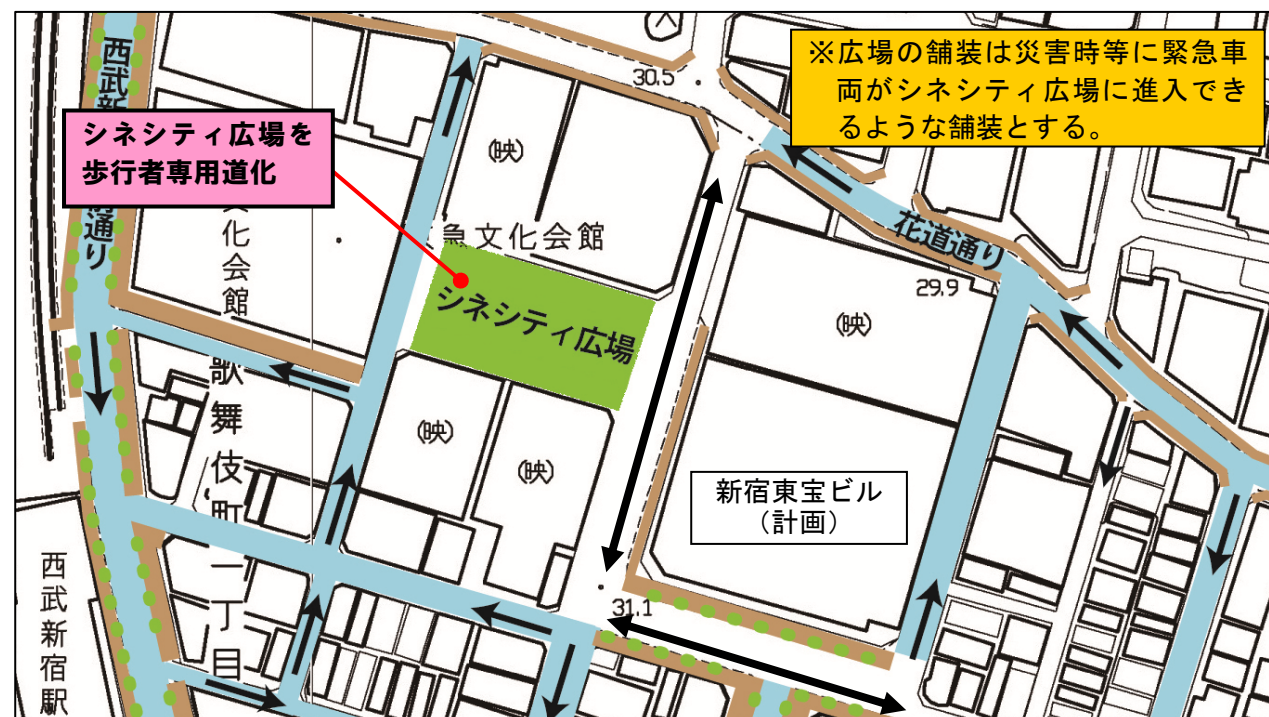
<歩行者専用道路化について>

シネシティ広場のより一層の賑わい創出のためには、沿道建築物と広場とが一体となった利用（例えば、沿道の店舗でお茶等を購入した飲食物をテイクアウトして、広場に置かれた席でイベントをゆっくり観ながら味わう等）を図ることが望まれます。このため、シネシティ広場については、**歩行者専用道路化**を図ることとします。

現状：広場の両側に車道が設置されている

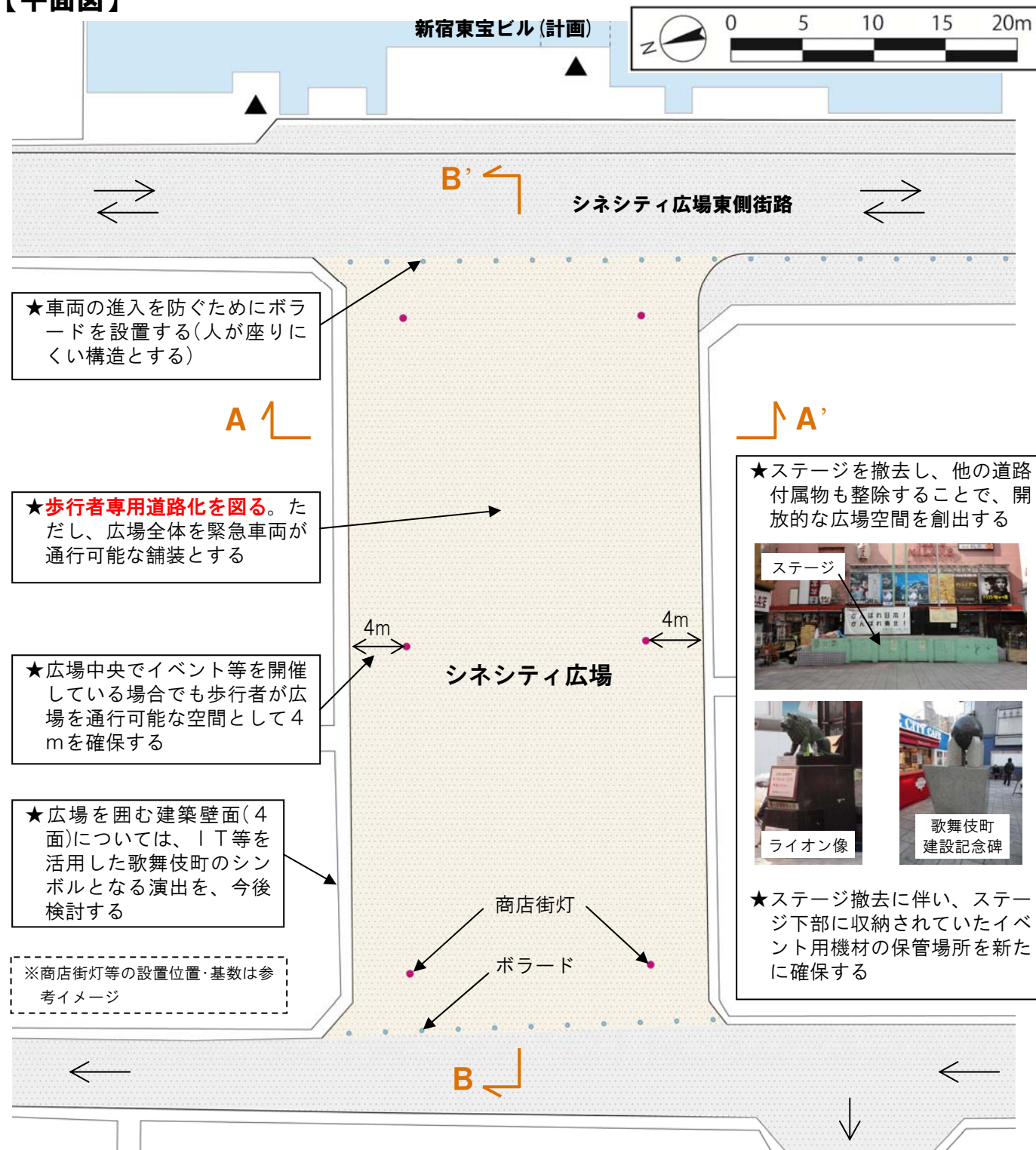


計画：歩行者専用道路化を図る



全面フラット化、歩行者専用道路化を図ることにより、オープンカフェから大規模なイベントまで幅広い用途に対応できる広場空間とする

【平面図】



★車両の進入を防ぐためにポラードを設置する(人が座りにくい構造とする)

★歩行者専用道路化を図る。ただし、広場全体を緊急車両が通行可能な舗装とする

★広場中央でイベント等を開催している場合でも歩行者が広場を通行可能な空間として4mを確保する

★広場を囲む建築壁面(4面)については、I T等を活用した歌舞伎町のシンボルとなる演出を、今後検討する

※商店街灯等の設置位置・基数は参考イメージ

★ステージを撤去し、他の道路付属物も整除することで、開放的な広場空間を創出する



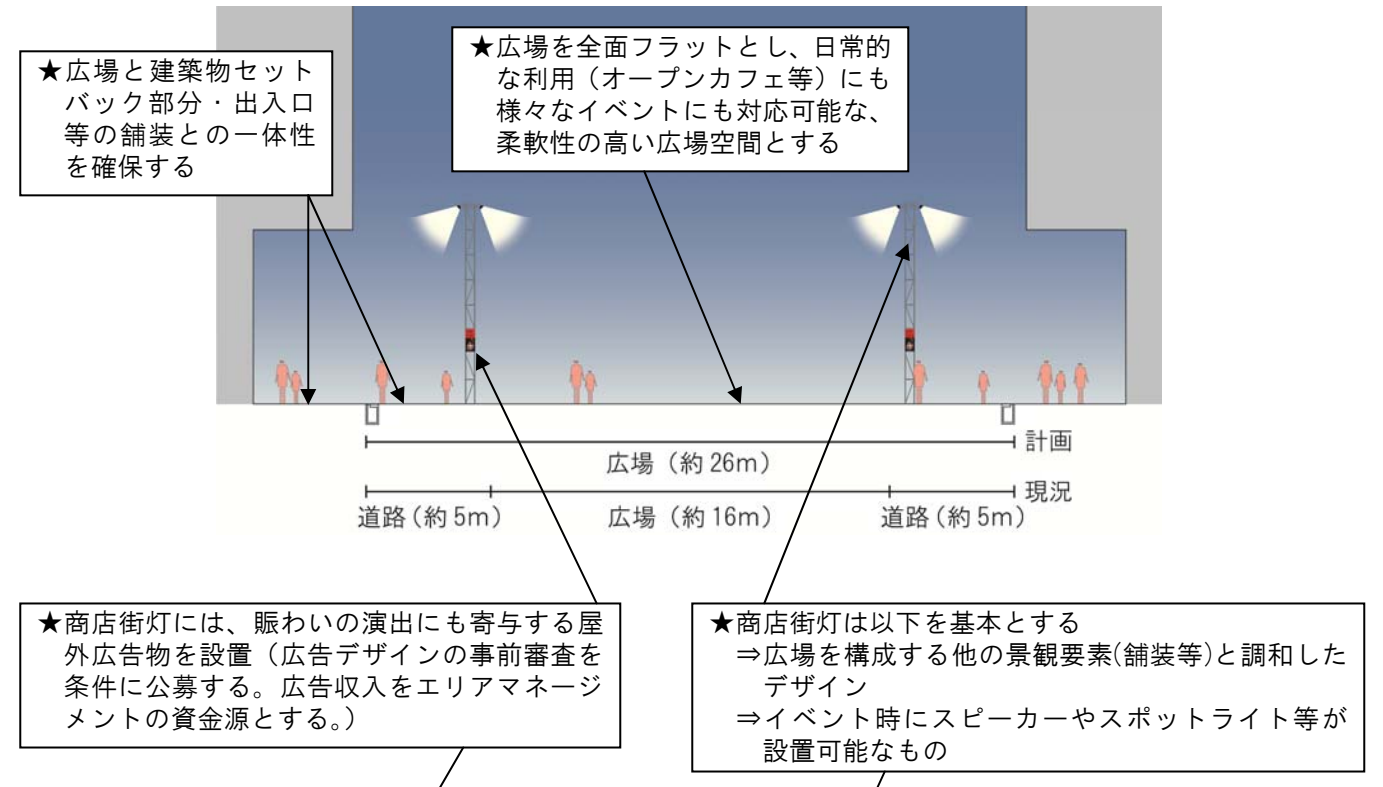
★ステージ撤去に伴い、ステージ下部に収納されていたイベント用機材の保管場所を新たに確保する

＜必要なインフラ設備について＞
 その他、広場活用に必要なインフラ設備(下記①～④)についても広場の改修工事に併せて整備する
 ①電気設備：15キロワット程度の電源(地中埋込み配線) ②水道：蛇口3本(清掃用)
 ③下水溝：清掃等の排水口 ④仮設舞台設置用アンカー(地中)
 ※イベント用備品類のための倉庫は、周辺ビル改築時に民間の協力により確保を想定
 ※イベント会場を区分けするためのフェンスは、上記の倉庫などへ保管を想定
 ※消防活動用の水槽は、地中の既存施設を活用

＜シネシティ広場の活用方法＞

- ①イベント利用の継続
シネシティ広場では様々な種類のイベントが年間を通じて定期的開催されている。こうしたイベント会場は歌舞伎町地区において貴重な存在であり、また地区の賑わい創出に大きな効果を発揮することから、今後ともイベント利用をより一層促進させる。
- ②日常的な利用の促進
イベント時以外における広場の利用を促進し、日常的・定期的な賑わいの創出を図る(具体的には、オープンカフェ等の飲食・休憩が可能な広場として活用を促進していくことが考えられる)。こうした日常的な広場利用を促進することで、広場の賑わい創出だけでなく、安全で安心な広場の環境を創出する。

【A-A' 断面図】



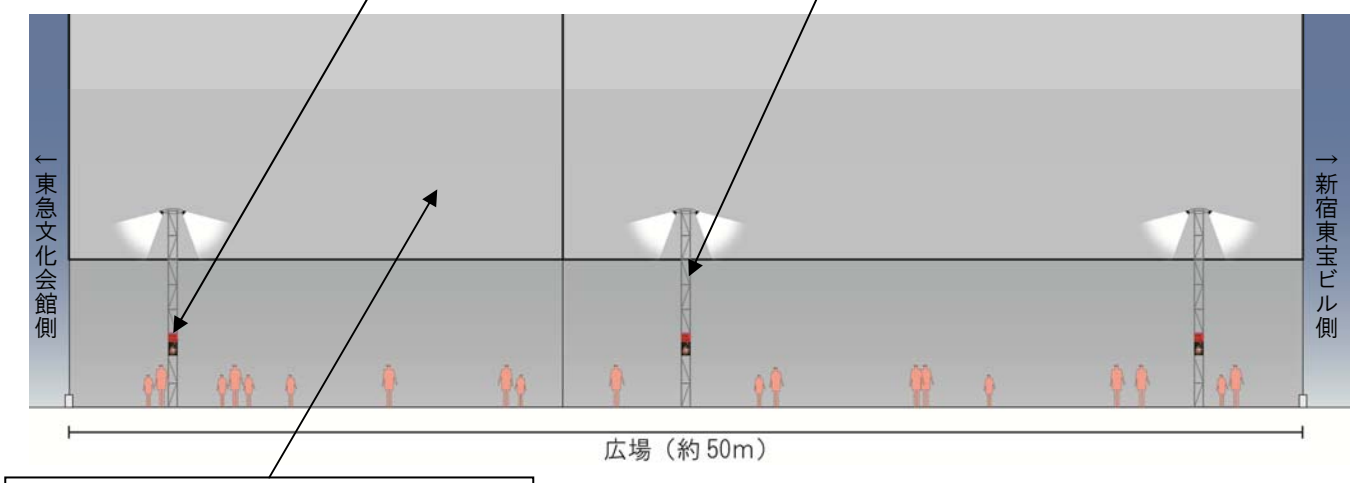
★広場と建築物セットバック部分・出入口等の舗装との一体性を確保する

★広場を全面フラットとし、日常的な利用(オープンカフェ等)にも様々なイベントにも対応可能な、柔軟性の高い広場空間とする

★商店街灯には、賑わいの演出にも寄与する屋外広告物を設置(広告デザインの事前審査を条件に公募する。広告収入をエリアマネジメントの資金源とする。)

★商店街灯は以下を基本とする
 ⇒広場を構成する他の景観要素(舗装等)と調和したデザイン
 ⇒イベント時にスピーカーやスポットライト等が設置可能なもの

【B-B' 断面図】



★広場を囲む建築壁面(4面)については、I T等を活用した歌舞伎町のシンボルとなる演出を、今後検討する

※商店街灯等の設置位置・基数・形状は参考イメージ

2-4 舗装の色彩

① セントラルロード～シネシティ広場東側街路の舗装

歌舞伎町地区の街路・広場の主役は“人の活動によって生じる賑わい”であり、街路・広場の舗装や街路灯といった街路に係わる各種施設は、過度に自己主張せず、これら“人の活動によって生じる賑わい”の引き立て役に徹することが望まれます。このため、舗装の色彩は、「人の活動・賑わいを引き立てるシンプルな色彩」を基本とします。

以上を踏まえ、舗装や街路灯といった道路施設の具体のデザインの方向性は、以下の2つとします。

方向性A：明るい灰色系を基調とした色彩デザインとする

歌舞伎町地区の更なる賑わい創出に向けて、**明るい印象の灰色系**（無彩色・モノトーン）を基調とした色彩デザインとする。灰色系を基調とすることで、JR新宿駅から歌舞伎町一丁目に至る街路空間の連続性・統一性が確保され、**JR新宿駅方面から歌舞伎町地区への誘客効果**も期待できる。



方向性B：明るい茶色系を基調とした色彩デザインとする

歌舞伎町地区の更なる賑わい創出に向けて、**明るい印象の茶色系**を基調とした色彩デザインとする。茶色系を基調色とすることで、親しみやすく、賑やかさが感じられる空間を創出することができる。



※いずれの方向性においても、街路と建築が一体となった良好な空間の創出に向けて、街路に面する沿道建築物のセットバック部分、建築物の出入り口の舗装についても、街路の舗装に合わせるように誘導を図る。

平成 25 年度内に決定予定

②シネシティ広場の舗装

シネシティ広場の舗装についても、セントラルロード～シネシティ広場東側街路と同様に、「人の活動・賑わいを引き立てるシンプルな色彩・パターン」を基本とすることが望まれます。また、広場の賑わい創出、安全・安心感の向上の面からは、「明るい印象の色彩・パターン」とすることが望ましいと考えられます。

しかしその一方で、シネシティ広場は公法上の道路ではあるものの、実際の空間の使い方は広場・公園的であることから、その舗装は「セントラルロード～シネシティ広場東側街路とは異なった色彩・パターン」「広場の日常利用、イベント利用の双方を踏まえたデザイン」とすることが重要です。

以上を踏まえ、シネシティ広場の舗装の色彩は、以下を基本とします。

<シネシティ広場の舗装の色彩の基本方針>

- 人の活動・賑わいを引き立てるシンプルで、明るい印象の色彩・パターン
- セントラルロード～シネシティ広場東側街路とは異なった色彩・パターン
- 広場の日常利用、イベント利用の双方を踏まえたデザイン
- ※具体的な舗装の色彩・パターンについては平成 26 年度以降に検討予定
- ※広場と建築が一体となった良好な広場空間の創出に向けて、広場に面する沿道建築物のセットバック部分、建築物のエントランスの舗装についても、広場の舗装に合わせるように誘導を図る。

2-5 舗装の施工方法

セントラルロード～シネシティ広場の舗装の施工方法については、以下を基本とします。

歩道・シネシティ広場 舗装

インターロッキング舗装（滑り止め加工）

インターロッキング舗装（滑り止め加工）の例



中央病院通り(新宿区)



中央病院通り(新宿区)

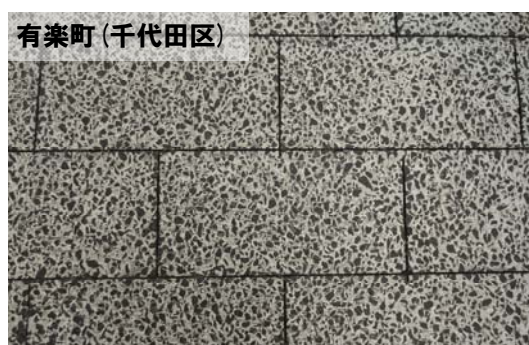
※街路・広場と建築が一体となった良好な空間の創出に向けて、街路・広場に面する建築物のセットバック部分、出入り口の舗装についても、街路・広場の舗装に合わせるように誘導を図る。

車道 舗装

アスファルト舗装＋保水セメントミルク浸透工＋ショットプラスチック工＋デザインカッター



有楽町(千代田区)



有楽町(千代田区)

舗装表面にカッターを入れて、格子等の模様を付加することが可能。
カッターによる模様によって舗装表面に表情(石畳のような印象)が生まれる。

平成 25 年度内に決定予定

3. 公民連携による賑わい創出に向けた役割

3-1 公共空間（街路、広場等）の整備に関する公民の役割

「2. セントラルロード～シネシティ広場の形態等変更案」に示した整備に係る工事については、公（行政）と民（民間＝沿道地権者・事業者）が共同で実施することとします。具体的な役割分担は、以下のとおりです。

■セントラルロード～シネシティ広場の整備に関する公民の役割分担

1. 行政が実施する整備内容：地区の安全・安心等に係りの深い標準的な基盤整備

- ①既存の各種施設の撤去工事
⇒道路舗装、排水施設、道路付属物（柵等）、道路占用物（商店街灯、記念碑等）、植栽等の撤去工事
- ②舗装工事
⇒歩道、車道、広場の舗装工事
※行政による負担は、インターロッキング舗装等の標準的な舗装整備の場合に限る
※自然石舗装等のような高質な整備については民間負担
- ③排水施設工事
⇒排水側溝、排水柵、取付け管等の設置工事
- ④上水道施設工事（シネシティ広場）
⇒給水施設の基盤工事
- ⑤植栽工事（セントラルロード）
⇒街路樹の整備

2. 民間が実施する整備内容：地区の魅力を高めるための施設整備

- ①道路占用物の設置工事
⇒商店街灯、二次電源設備（商店街灯用とイベント機材用との兼用）
⇒将来的にベンチ、彫刻・オブジェ等を設置する場合も民間負担

3. 行政と民間が連携して実施する取組み

景観形成、賑わいの創出に向けた整備については、行政と民間が連携して実施することを基本とし、平成 27 年度までに実施することとしている第一段階として下記①～④を実施する。

- ①シンボルツリー工事（セントラルロード北側街路、シネシティ広場東側街路）
⇒シンボルツリー（4本）を整備する（新宿区の基準に基づく接道部緑化のかわりに、東宝株式会社が区道に新たに植栽する街路樹の整備及び維持管理を行う予定）
- ②シネシティ広場のイベント機材等の新たな保管場所の確保
⇒シネシティ広場のフラット化に伴い、現在シネシティ広場のステージ下に保管されているイベント機材等については、広場沿いに建設される建物内に保管場所を確保することとする。
- ③シネシティ広場に設置されている歌舞伎町建設記念碑、ライオン像の新たな設置場所の確保
⇒シネシティ広場のフラット化に伴う歌舞伎町建設記念碑、ライオン像の新たな設置場所については、行政と民間が連携して検討・確保を行う。
- ④街路・広場と建築物セットバック部分・エントランス等の舗装の一体性確保
⇒街路・広場に面する建築物のセットバック部分、建築物の出入口の舗装についても、街路・広場の舗装に合わせるように誘導を図る。

3-2 沿道施設・空間のデザイン方針

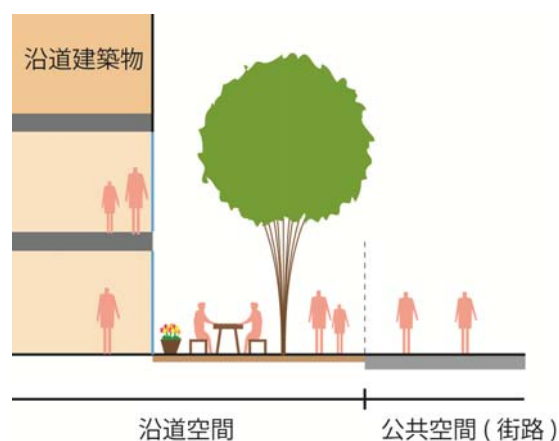
①歌舞伎町地区のエントランスにふさわしい沿道建築物の誘導 (セントラルロード) 【民間】+【行政】

セントラルロードは歌舞伎町地区のエントランスとなる非常に重要な街路であり、特に賑わいの創出が求められます。

このため、セントラルロードの沿道建築物については、歌舞伎町地区のエントランス街路としてふさわしい意匠等とするように誘導を図ることとします。

<セントラルロード沿道建築物の誘導方針>

- 積極的に緑化を行う
- 地区内の幹線街路として特に賑わいの創出が求められることから、沿道建築物の低層部は賑わいが感じられるような開放的な意匠を基本とする(ガラスを設置する、窓を設置する、壁面を後退させる等)



※上記に加えて、沿道建築物の景観形成に関する歌舞伎町地区全体のルール(I. 2-2(0) 共通事項参照)に基づいて、沿道建築物の適切な誘導を図る。

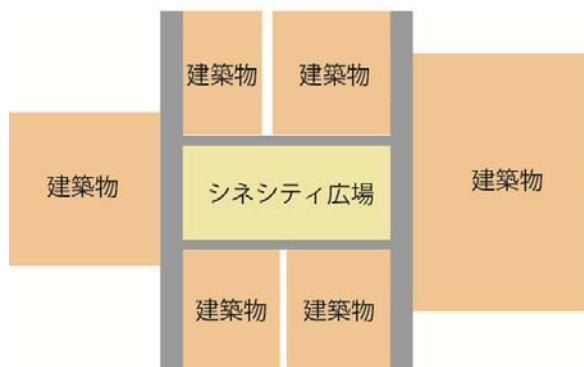
②広場と一体となった良好な景観創出に向けた沿道建築物の誘導 (シネシティ広場) **【民間】+【行政】**

シネシティ広場の特徴は、中央の広場を取り囲むように娯楽施設、飲食施設、宿泊施設等の商業施設が立地していることです。このため広場のより一層の賑わいの創出にあたっては、広場と周囲の建築物の空間・デザイン面での一体性を高め、広場と建築の一体的利用を促進することが有効です。

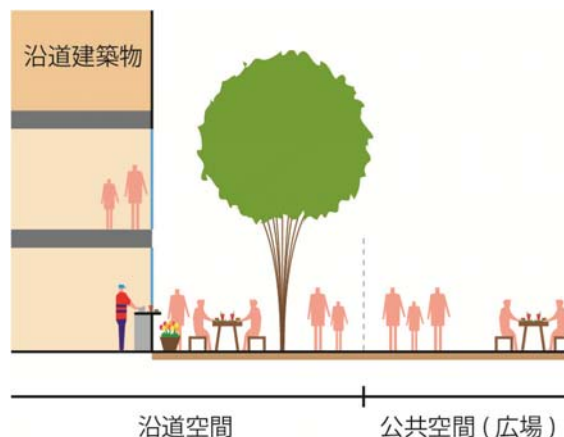
このため、シネシティ広場の周囲の建築物については、広場との空間的、景観的な一体性を高めるような形態、意匠等とするように誘導を図ることとします。

<シネシティ広場周囲の建築物の誘導方針>

- 広場を囲む建築物は、ランドマークを創出するような形態意匠及び色彩を基本とする
- 広場を囲む建築物は、広場との関係性を向上させるための工夫を行うことを基本とする



- 広場を囲む建築物低層部は、広場とのつながりを感じられるような開放的な意匠を基本とする（ガラスを設置する、窓を設置する、壁面を後退させる等）
- 広場を囲む建築物低層部の用途は、広場と一体となった賑わいの創出に資する用途（テイクアウト可能な飲食店等）の導入を検討する



※上記に加えて、沿道建築物の景観形成に関する歌舞伎町地区全体のルール（I. 2-2(0) 共通事項参照）に基づいて、沿道建築物の適切な誘導を図る。

3-3 エリアマネジメントに関する公民の役割

「2. セントラルロード～シネシティ広場の形態等変更案」に示した街路、広場の整備（ハード対策）に加えて、以下の①～⑦のエリアマネジメントに係る対策を実施し、歌舞伎町地区のより一層の賑わい創出を図ることとします。

①広告を活用した地区のエリアマネジメントの仕組みづくり

【民間】+【行政】

歌舞伎町地区の賑わいと活力の創出のためには、良好な景観創出のための維持管理活動（清掃等）や、賑わい創出のための各種イベントの開催等の活動の継続的展開を図ることが重要であり、こうした活動の費用を地区全体で生み出す仕組みを構築することが有効です。

一方、我が国を代表する繁華街である歌舞伎町地区内には、地区内には数多くの屋外広告物が設置されており、広告物設置に対する一定のポテンシャルがあるものと考えられます。

以上を踏まえ、地区の賑わいと活力の創出に向けて、広告料収入をエリアマネジメント（維持管理活動、イベント開催等）の費用に充当するための仕組みについて今後検討を行うこととします。具体的な仕組みについては今後検討と合意形成が必要ですが、現段階では以下に示す2ケースが考えられます。

ケースA：街路、広場等の公共空間に広告掲出スペースを設置

<方 法>

★公共空間（街路、広場等）に屋外広告物の掲出スペースを設置

方法①：商店街灯等に広告を設置（左写真）

方法②：広告専用の掲示板を設置（右写真）

方法①



方法②



<活 用>

広告料収入を地区のエリアマネジメント（維持管理活動、イベント開催等）費用に充当
※上記方法①は、既に歌舞伎町 TMO によって実施されている取組みを更に拡充・発展させる
※上記方法②は、都市再生整備計画への記載等が必要

ケースB：質の高い広告による賑わい・景観の演出と広告収入増によるマネジメント費用への活用
※景観まちづくりの取組みにより対応

<方 法>

- ★違反広告の取締りを強化
- ★屋外広告物のデザイン基準と審査機関の明確化
- ★建築壁面等に掲出する屋外広告物の設置規模や範囲等の規制緩和



違反広告の取締りを強化
+
デザイン基準と審査機関の明確化
+
屋外広告物の設置規模や範囲等の
規制緩和



<活 用>

屋外広告物の規制緩和による広告料収入の増分の一部を屋外広告物の設置者(沿道地権者等)から徴収し、地区のエリアマネージメント(維持管理活動、イベント開催等)費用に充当
※屋外広告物設置者(沿道地権者)との合意形成が必要

参考：ニューヨーク市・タイムズスクエアにおける事例

屋外広告物のデザイン基準を明確化することで広告による都市景観の演出を行っている。また、屋外広告物の大きさやデザインの逆規制(動く広告や派手な照明・デザインの設置、最小サイズ制限の導入等)を行い、広告料収入の一部を街路整備などまちづくりの原資としている。



② ゴミ出し・ゴミ収集のルールづくり

【民間】

沿道に飲食店が集積しているセントラルロードでは、道路上にゴミ袋等が無造作に置かれている状況がみられますが、歌舞伎町地区のエントランス街路としての役割を考慮すると、これらゴミ袋等について対策を講じることが特に重要です。

このため、セントラルロードからシネシティ広場については、歌舞伎町地区のエントランス空間としての役割を鑑みて、道路上にゴミ袋を置かないことを基本としたゴミ出し・ゴミ収集のルールづくりを行い、沿道地権者や事業者(テナント含む)、ゴミ回収業者に対してルール遵守を徹底することとします。



③ 荷捌きに関するルールづくり

【民間】+【行政】

荷捌き車両の多くは路上に駐停車して荷捌きを行っています。特にセントラルロードは、一方通行のため車道幅員に余裕があり、沿道に飲食店が集積していることから、ピーク時にわたって荷捌き車両等の駐停車がみられ、駐停車時間が1時間を超える車両も散見されます。

このため、荷捌き車両の「タイムシェアリング」や「配送共同化」等の荷捌きに関するルールづくりを行い、沿道地権者や事業者(テナント含む)、配送業者にルール遵守を促すと共に、長時間の路上荷捌き車両の取締りを強化することとします。



④ 放置自転車対策の強化

【民間】+【行政】

歩行者交通の妨げになると共に、景観の阻害要因ともなる道路上の放置自転車については、行政が中心となって取締り強化と路上自転車駐輪場の整備に努めると共に、沿道の大規模建築物に対しては駐輪場設置の義務付けを行うこと等により削減を図ることとします。

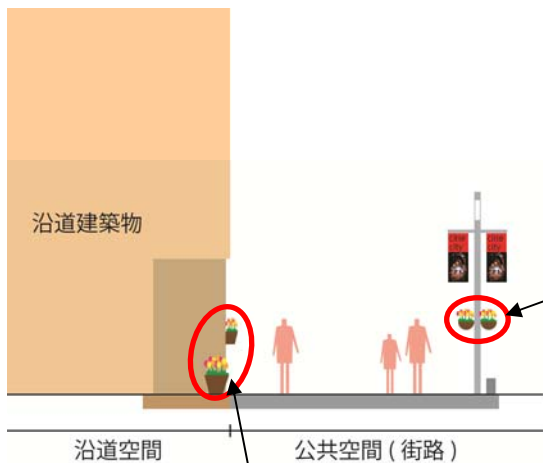
また民間事業者は、従業員等に対して大規模建築物に併設されている駐輪場(新宿東宝ビル有料駐輪場等)の利用を指導すると共に、一般来街者に対しても同駐輪場等の利用を促すような対策(広報・周知等)を講じることとします。



⑤ 街路の緑化修景(セントラルロード)

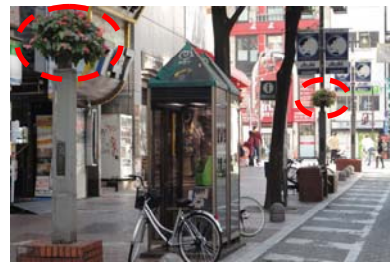
【民間】+【行政】

歌舞伎町地区の主要エントランスであるセントラルロードについては、公民協力の下、沿道建築物を含めた積極的な緑化修景を行うこととします。



A: 商店街灯のハンギングバスケットの継続

既に活動の実績があり、セントラルロードに潤いと彩りを与える景観要素として効果を発揮していることから、公民連携・協働により今後も設置及び維持管理を継続する。



B: 沿道建築物におけるフラワーポット等の設置の誘導

セントラルロード沿道建築物については、壁面や建物入り口等へのフラワーポットの設置を行い、潤いと彩り豊かな街路空間を創出する。



参 考 资 料 编

参考資料①：歌舞伎町地区デザインガイドライン策定委員会検討組織図

歌舞伎町ルネッサンス推進協議会

まちづくりプロジェクト

【まちづくりプロジェクト推進会議体制】

委員

- | | | | | |
|--------------|-------------|---------|--------|--------|
| ●歌舞伎町商店街振興組合 | ●東急レクリエーション | ●東亜興行 | ●ハイジア | ●西武鉄道 |
| ●歌舞伎町二丁目町会 | ●東宝 | ●アパグループ | ●サブナード | ●東京地下鉄 |
| | ●ヒューマックス | | ●JR東日本 | |

事務局

- | | | |
|--------------------|-----------|----------|
| ●景観と地区計画課長【事務局長】 | ●文化観光国際課長 | ●みどり公園課長 |
| ●特命プロジェクト推進課長 | ●産業振興課長 | ●交通対策課長 |
| ●危機管理課長 | ●土木管理課長 | ●生活環境課長 |
| ●区長室副参事（安全・安心対策担当） | ●道路課長 | ●TMO事務局長 |

※下線のメンバーは「デザインガイドライン策定委員会」のメンバーを兼ねる

歌舞伎町地区デザインガイドライン策定委員会

【委員会体制】

委員

- | | | |
|--------------|----------|-----------|
| ○学識経験者 | ○ヒューマックス | ○みどり土木部長 |
| ○歌舞伎町商店街振興組合 | ○東亜興行 | ○都市計画部長 |
| ○歌舞伎町二丁目町会 | ○アパグループ | ○新宿警察署（※） |
| ○東急レクリエーション | ○区長室長 | ○TMO（※） |
| ○東宝 | | ※オブザーバー |

事務局

- | | | |
|------------------|---------|----------|
| ○景観と地区計画課長【事務局長】 | ○道路課長 | ○みどり公園課長 |
| ○特命プロジェクト推進課長 | ○土木管理課長 | ○交通対策課長 |

参考資料②：歌舞伎町地区デザインガイドライン策定委員会開催概要

本ガイドラインの策定にあたっては、「歌舞伎町地区デザインガイドライン策定委員会(委員長：後藤春彦 早稲田大学教授)」を設置・開催(準備会を含め全8回開催)し、その内容について討議を行いました(右表参照)。またガイドライン案は、平成25年3月28日に開催された「第8回歌舞伎町ルネッサンス推進協議会」において討議が行われ、最終的な了承を得ました。

■委員会の開催概要

委員会	開催日
準備会	平成24年2月15日
第1回委員会	平成24年2月15日
第2回委員会	平成24年4月26日
第3回委員会	平成24年5月28日
第4回委員会	平成24年7月19日
第5回委員会	平成24年10月11日
第6回委員会	平成24年12月4日
第7回委員会	平成24年3月22日

参考資料③：歌舞伎町地区デザインガイドライン策定委員会名簿

委員等	所属・役職等	氏名(敬称略)	
委員	学識経験者	早稲田大学教授 創造理工学部長/創造理工学研究科長	後藤 春彦
	地元	歌舞伎町商店街振興組合 理事長	片桐 基次
	地元	歌舞伎町商店街振興組合 専務理事	杉山 元茂
	地元	歌舞伎町商店街振興組合 理事	川野 健二
	地元	歌舞伎町二丁目町会 副会長	井上 一(第5回まで) 林 裕 照(第6回から)
	地元	歌舞伎町二丁目町会 副会長	下村 治生
	民間事業者	(株)東急レクリエーション 専務取締役 (株)東急レクリエーション 取締役 新宿再開発準備室長	春日 秀敏(第2回まで) 佐藤 篤(第3回から 第6回まで)
	民間事業者	(株)東急レクリエーション 新宿再開発準備室 部長 (株)東急レクリエーション 営業推進部長	川上 幸範(第6回まで) 山下 泰司(第7回のみ)
	民間事業者	東宝(株) 取締役	山下 誠
	民間事業者	東宝(株) 不動産経営部次長	永尾 豊
	民間事業者	(株)ヒューマックス 専務取締役	乙骨 義男
	民間事業者	(株)ヒューマックス 総務部総務グループマネージャー	杉谷 佳美
	民間事業者	東亜興行(株) 取締役	今井 浩一
	民間事業者	東亜興行(株) 総務部次長	西谷 晃之
	民間事業者	アパグループ 首都圏CM事業部 東日本CM事業部 チーフマネージャー	加藤 浩一(第6回から)
	行政	新宿区 区長室長	橋口 敏男
	行政	新宿区 みどり土木部長	野崎 清次
行政	新宿区 都市計画部長	鹿島 一雄(第1回のみ) 新井 建也(第2回から)	
アドバイザー	学識経験者	東洋大学経済学部教授 大学院経済学研究科公民連携専攻主任/PPP研究センター長	根本 祐二(第2回から)
オブザーバー	行政	新宿警察署 交通課長	矢野 修次
	TMO	歌舞伎町タウン・マネジメント 代表	新村 雅彦(第2回から)
事務局	行政	新宿区 区長室特命プロジェクト推進課長	大柳 雄志
	行政	新宿区 みどり土木部土木管理課長	柏木 直行
	行政	新宿区 みどり土木部道路課長	関口 知樹
	行政	新宿区 みどり土木部みどり公園課長	城倉 馨(第1回のみ) 吉川 洋志(第2回から)
	行政	新宿区 みどり土木部交通対策課長	小野川 哲史(第1回のみ) 児玉 和也(第2回から)
	行政	新宿区 都市計画部景観と地区計画課長	森 孝 司
	TMO	歌舞伎町タウン・マネジメント 事務局長	藤林 文男

参考資料④：歌舞伎町まちづくり誘導方針（一部抜粋）

※平成19年3月策定、平成21年11月一部改定／新宿区

1. 歌舞伎町の将来像

まちづくりコンセプト

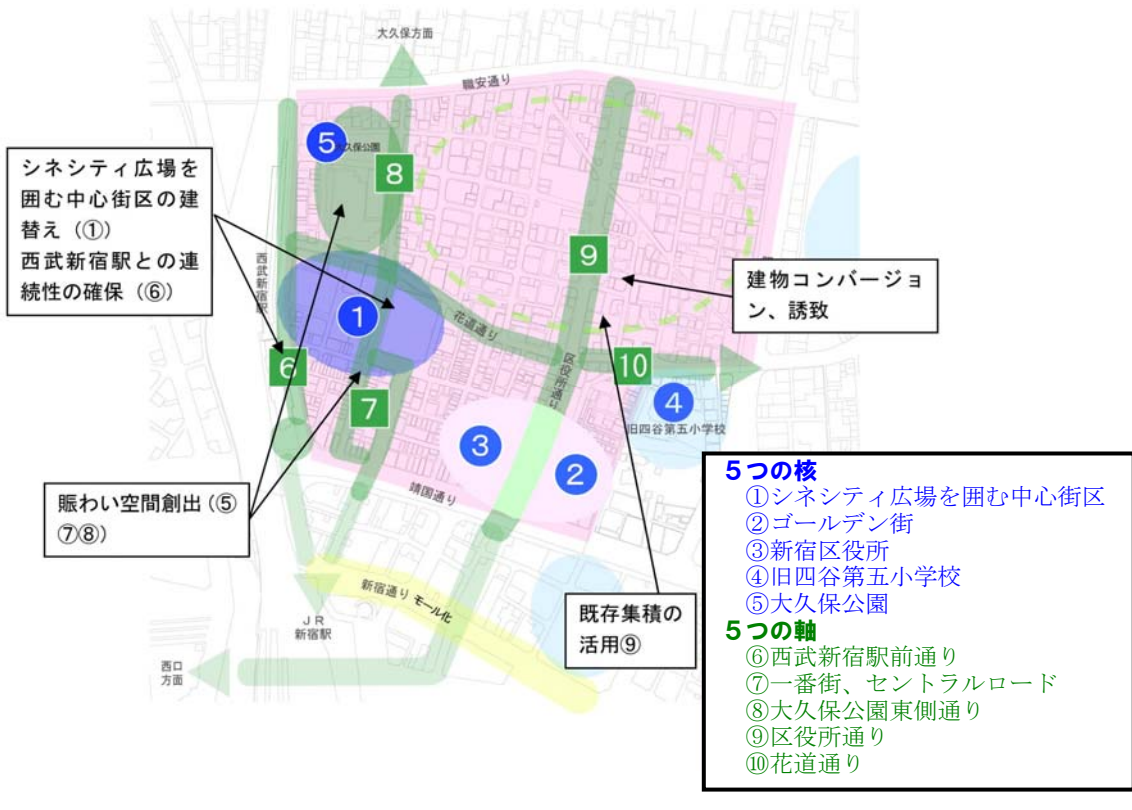
「エンターテインメントシティ歌舞伎町の再生を！！」

まちの将来イメージ

「大衆文化・娯楽の企画、制作、発表のまち」

2. まちづくりの方針

1) 魅力ある拠点づくりの方針 —魅力ある5つの《核と軸》の創出—



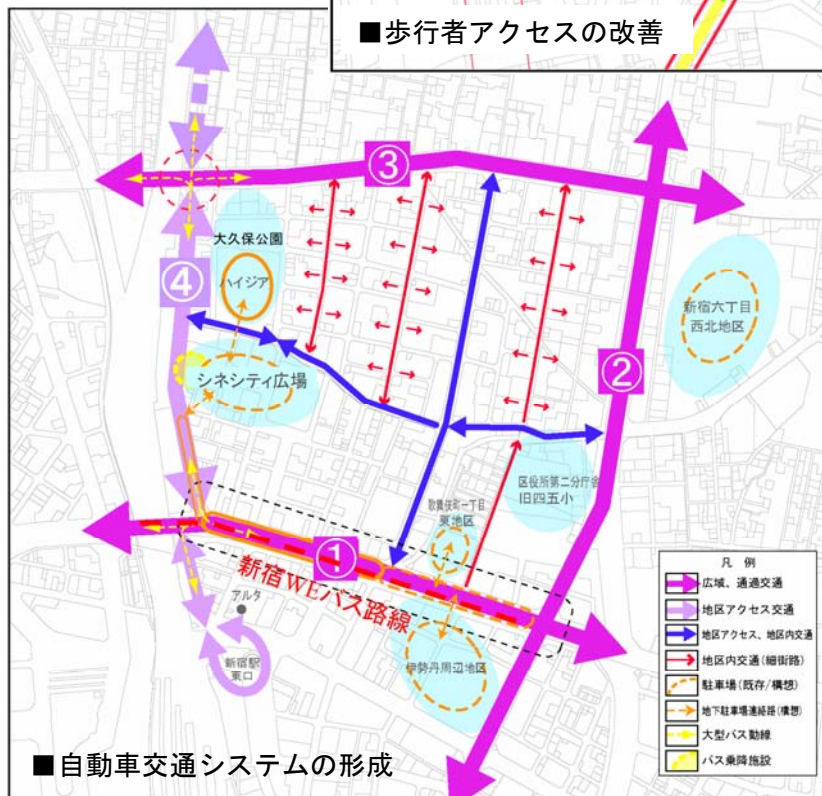
2) 土地利用の方針 —シネシティ広場を核としたまちづくり—

- ①シネシティ広場を囲む中心街区のリニューアルの適切な誘導 ～拠点再開発の誘導～
- ②小規模ビルの解消および「裏界通路」の有効活用 ～小規模ビル共同建替えの誘導～
- ③用途間の調和
～ニーズに即したコンバージョン誘導～
- ④人口、世帯に関する課題への対応
～居住人口の回復～



3) 道路交通の方針 —周辺からのアクセス改善—

- ①歩行者アクセスの改善 ～歩行者版“千客万来のまち・歌舞伎町”～
- ②車アクセスの改善 ～クルマ版“千客万来のまち・歌舞伎町”～
- ③駐車場利便性の改善 ～駐車場のネットワーク化～
- ④公共交通利用の改善 ～国際観光拠点にふさわしいアクセシビリティ確保～
- ⑤配送車などサービス車交通の抑制 ～安心してまち歩きができる繁華街へ～



4) やすらぎ空間の方針 — 街路樹の育成・屋上緑化等の推進 —

- ① うるおいあるみどりの充実 ～みどりいっぱいの展開～
- ② 地区内既存のみどりの育成、活用 ～みどりの軸、ネットワークづくり～

5) まちなみ景観の方針 — 特性を生かした《まちなみ》創出 —

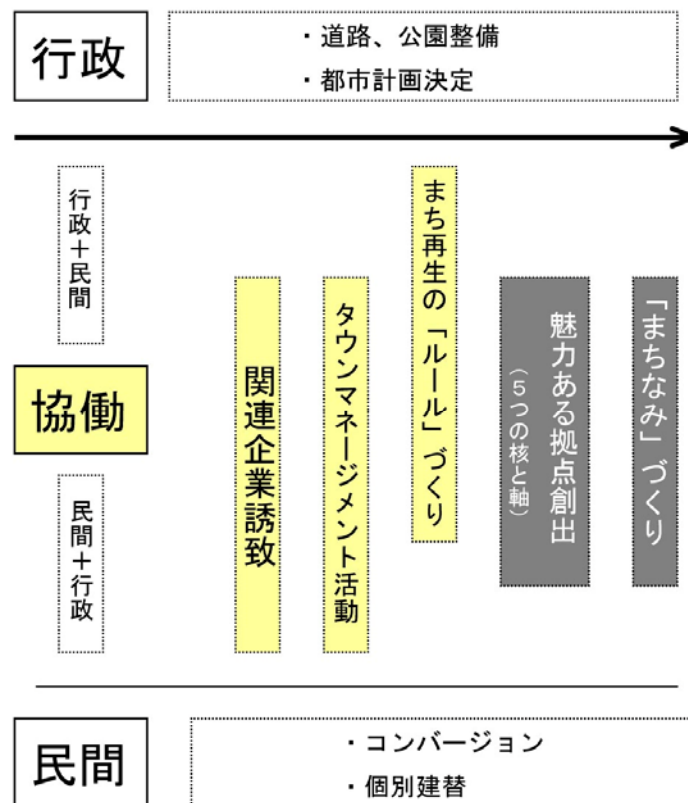
- ① 誰もが歩きたくなる楽しいまちなみ“歌舞伎町”へ
- ② 迷宮的楽しさを演出する景観の形成
- ③ 魅力あるシネシティ広場を演出する景観の形成
- ④ やすらぎと潤い空間の創出

6) 安全・安心の方針 — 誰もが安心して楽しめるまち —

- ① 繁華街を楽しめる環境の維持 ～タウンマネージメントによる公共空間管理～
- ② 建物耐震性および避難施設の改善 ～災害に強いまち～
- ③ 地震など災害を想定した備えの確保 ～万一の災害時も安心なまち～
- ④ 多様な人々が住める地区内居住の促進 ～安心して住めるまち～

3. 具体化プログラム

「まちづくり誘導方針」の実現に向けては、「行政と民間の協働による取り組み」を積極的に導入し、推進を図る。



参考資料⑤：新宿区景観まちづくり計画（一部抜粋）

※平成 21 年 4 月策定、平成 24 年 4 月一部改定／新宿区

（5）エンターテイメントシティ歌舞伎町地区

■建築物の新築等		
届出対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
届出対象規模	建築物の高さ>15m又は延べ面積>500㎡	
景観形成基準	形態意匠	○形態意匠は、周囲の賑わいを損なわないものとする。
	その他	○T字路のアイストップとなる場所では、場所を特徴付ける工夫をする。 ○地区外から地区内へと向かう道路の角地では、入り口にふさわしい工夫をする。 ○壁面の分節化を図り、長大な壁面とならないようにする。 ○附帯する設備等は、建築物と一体的に計画するか、歩行者や水平方向からの見え方に配慮し、緑化や目隠しなどによる修景を行う。 ○附帯する構造物や施設等は、建築物との調和を図るとともに、歩行者からの見え方に配慮した修景をする。 ○照明は、華やかな夜の賑わいを連続させるものとする。 ○区役所通りやセントラルロード沿いでは、積極的に緑化を行う。
ただし、建築物の高さ>60m又は延べ面積>30,000㎡の場合は、下記の景観形成基準を加えるものとする。		
景観形成基準	形態意匠	○色彩は、別表3の色彩基準に適合するとともに、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。
	その他	○隣接する敷地や公共施設と一体となったオープンスペースを新たに創出するなど、周辺景観に配慮した配置とする。 ○壁面の位置の連続性や、適切な隣棟間隔の確保など、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。 ○周辺の主要な眺望点（道路、河川、公園など）からの見え方に配慮するとともに、周辺の建築物のスカイラインとの調和を図る。 ○緑化にあたっては、生態系にも配慮した樹種の選定を行うとともに、積極的に屋上や壁面の緑化を行う。

■工作物の建設等		
届出対象行為	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
工作物の種類と届出対象規模	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの（※1） ・昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む） ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの 	高さ>15m
景観形成基準	形態意匠	○形態意匠は、周囲の賑わいを損なわないものとする。
	その他	○T字路のアイストップとなる場所では、場所を特徴付ける工夫をする。 ○地区外から地区内へと向かう道路の角地では、入り口にふさわしい工夫をする。 ○壁面の分節化を図り、長大な壁面とならないようにする。 ○照明は、華やかな夜の賑わいを連続させるものとする。 ○区役所通りやセントラルロード沿いでは、積極的に緑化を行う。
ただし、工作物の高さ>60m 又は築造面積>30,000 m ² の場合は、下記の景観形成基準を加えるものとする。		
景観形成基準	形態・意匠	○色彩は、別表3の色彩基準に適合するとともに、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。（ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物を除く。）
	その他	○周囲の公園や道路などから見たときに、圧迫感を感じさせないように、隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。

※1 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者および同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む）並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く

■開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）	
届出対象規模	開発区域の面積>1,000 m ²
景観形成基準	○開発区域内に、歴史的な建造物や残すべき自然などがある場合は、それらをかした計画とする。 ○大幅な地形の改変を避けるとともに、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。 ○擁壁や法面は、緑化等を行うことにより、圧迫感の軽減を図る。

歌舞伎町街並みデザインガイドライン

平成 25 年 4 月発行

編集・発行 新宿区都市計画部景観と地区計画課
〒160-8484
東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号
電話 (03)5273-3843